

○坪内委員長

ただいまから環境厚生委員会を開会いたします。

先日の本会議で、池田議員が本委員会の委員に選任をされたところでございます。池田委員は午前中は御欠席ですが、席は指定のとおりといたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、環境生活部、健康福祉部及び病院局、島根かみあり国スポ・全スポ局の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

これより環境生活部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

おはようございます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の委員の皆様には、環境生活部所管諸施策の推進につきまして平素から格別な御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

はじめに、私のほうから御報告と御案内をさせていただければと存じます。

まず、令和9年度からの着工を予定しております公共関与による産業廃棄物最終処分場、通称クリーンパークいずもの第4期処分場整備に関してでございます。先日の国への重点要望で、知事から環境省に対して、初年度となる令和9年度予算並びに令和12年度からの供用開始を見据え、各年度の整備費に対し所要額の確保、確実な支援について要望してまいりました。

また、第4期処分場も、現状と同様のペースで埋め立てた場合、供用開始後、おおむね令和20年頃には満杯となると見込まれますため、現クリーンパークいずものに代わる新たな公共関与の産業廃棄物最終処分場の確保、整備の検討を公益財団法人島根県環境管理センターと協調して進めております。県内産業の振興に重要な施設であることから、企業の市場競争力を支える観点も含め、商工団体をはじめ、関係団体等にも御相談しながら進めているところでございます。

次に、環境月間についてでございます。今月は環境月間となります。環境月間は、私たちの暮らしと環境のつながりを見つめ直す機会です。小さな行動が未来の環境を守る第一歩にもなります。今月22日から30日までの間、本庁舎1階の県民室で、地球温暖化対策のヒントとなるパネル展示と、湿地の恵みと保全の重要性を伝えるラムサール条約に関するパネル展示を行っております。また、今月21日から来月7日までの間は、県有施設の施設管理者に向けてライトダウンを呼びかけております。明かりを消すことで、普段いかに多くの照明を使用しているかを再認識し、適正量の電力消費を促すことで、一人一人のライフスタイルを見直すきっかけづくりや、自治体や企業が連携して取り組むことで社会貢献活動として地球温暖化について考え、行動するきっかけとなるよう、取り組んでおるところでございます。

次に、熱中症警戒アラート等についてでございます。今年度はまだ発令されておませんが、発令された際には、防災メールでの注意喚起に加え、県の公式エックスやホームページによる情報発信を行う予定としております。県内の公共施設や民間施設では、しまエ

コスポートとして開放いただいている場所がございます。エアコンが効いておりますので、外出時の一時的な御利用をはじめ、あるいは御家庭のエアコンを使うことをちゅうちょする御事情がある場合でも、お気軽に御利用いただくことで社会活動への参加機会の確保でありますとか、熱中症対策及びエネルギー消費量の抑制、この3方の調和ができること等を情報発信してまいりましたし、これからもそのことを伝えてまいりたいと考えております。しまエコスポットは、県ホームページの紹介や、現地ではのぼりなどを持って、ここですということを御案内しているところがございます。お一人ひとりが適切なエネルギー消費を考え、行動することで、社会活動への参加機会を確保しつつ、結果として社会全体での環境負荷軽減を促す取組を、引き続き関係部局と連携して行ってまいります。

次に、お手元に今後7月から9月に行うイベント等の一覧とチラシをお配りしております。5点について御紹介させていただければと思います。

まず、今年は大山隠岐国立公園指定90周年に当たります。記念イベントといたしまして、今月1日から鳥取県、岡山県と連携し、大山隠岐国立公園を楽しみながら自然、文化、地域の魅力を体感できるドライブスタンプラリーでありますとか、フォトコンテスト等を開催しております。国立公園エリアにとどまらず、周辺やさらに広域への御興味を持ち、訪れていただけるよう、取り組んでおります。

2つ目は、令和8年度島根県県民いきいき活動奨励賞募集についてです。社会貢献活動に顕著な実績を上げておられる団体に対する知事表彰制度への応募を、今月22日から来月31日まで行っております。委員の皆様におかれましては、該当する団体にお心当たりがあります場合は、ぜひ応募のお声がけをよろしくお願いしたいと存じます。

3つ目は、県立美術館と石見美術館です。この両館では、北欧フィンランドを代表する2人のデザイナーの企画展を開催いたします。まず、県立美術館では、明日26日から「タピオ・ヴィルカラ 世界の果て」を開催いたします。タピオ・ヴィルカラ氏は、北欧モダンデザインの巨匠で、フィンランドの大自然から着想を得たデザインの名作を生み出すなど、長く第一線で活躍された方でございます。次に、石見美術館では、明後日27日から「カイ・フランク展 時代を超えるフィンランド・デザイン」を開催いたします。カイ・フランク氏は、フィンランドの人々の暮らしに寄り添い、使いやすさと美しさを兼ね備えたデザインを追求された方です。今回、2つの企画展を巡るスタンプラリーも併せて実施することとしております。フィンランドを代表する2人のデザインの違いを楽しみながら、御覧いただければと存じます。

4つ目は、三瓶自然観サヒメルです。毎年夏休み時期に開催し、子どもたちから人気を博している夏の特別企画展を今年は来月11日から「海竜大進化」と銘打ち、開催いたします。全長が約8メートルの首長竜エラスモサウルス等の全身骨格をはじめ、中生代の海で進化を遂げた海中爬虫類や、島根県内で発掘されたアンモナイトなど、多数の化石標本などを御紹介する予定としております。

最後、5つ目でございます。「はじめよう！脱炭素アクション2026」でございます。県民の皆様、温室効果ガスの排出削減につながる実践的な取組と次世代に向けた環境意識の啓発を図るための大規模イベントを、来月18日、隠岐の島町総合体育館で開催いたします。電気自動車の展示でありますとか、その試乗体験、また、商品についている様々なエコラベルを集めることでエシカル消費を学べるエコラベルハンター1.5℃大作戦な

ど、楽しみながら脱炭素アクションを学べるイベントとなっております。また、秋には、出雲ドームでの開催も予定しているところでございます。

以上、5点の御紹介をさせていただきました。委員の皆様には、お近くにお立ち寄りの際にはぜひ御参加、御鑑賞いただきますとともに、折に触れ、ロコミなどの御協力もお願いいたします。

本日は、付託議案といたしまして、条例案、公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例と、令和7年度一般会計補正予算の専決処分事件の報告及び承認について審査をお願いしているほか、報告事項といたしまして、令和7年度島根県消費者センター消費生活相談の状況、ほか1件を担当課長、室長より御説明いたします。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、条例案1件、一般事件案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第83号議案について、執行部から説明してください。

安達環境政策課長。

○安達環境政策課長

私からは、第83号議案、公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今回の改正は、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の改正に伴い、公害紛争調停における参考人及び鑑定人に支給する費用について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、参考人または鑑定人に支給する費用弁償についてパック旅行などにも対応できるよう、現行の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする規定を費用弁償と改めるものでございます。このほか、所要の規定整理を行っています。

施行期日は、公布の日としています。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、採決を行います。お諮りいたします。第83号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第83号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

土江環境生活総務課長。

○土江環境生活総務課長

資料２ページをお願いいたします。承認第３号議案、令和８年３月３１日付で知事専決処分を行いました令和７年度島根県一般会計補正予算（第１３号）のうち環境生活部関係分を御説明いたします。

１の課別予算額の表の補正額の一番下、合計欄を御覧ください。環境生活部全体で８８０万９，０００円の減額でございます。

内訳は３ページをお願いいたします。２の事業別予算額の表のとおり、文化国際課で多文化共生推進事業費が４２０万９，０００円の減となっております。今回の専決処分は、下方の枠内、主な理由に記載のとおり、この春に移転が完了しました多文化共生推進拠点、しまね国際センターの移転・機能整備に係る工事の完了に伴う実績減によるものでございます。

なお、スポーツ振興課分、島根かみあり国スポ・全スポ準備室分につきましては、後ほど島根かみあり国スポ・全スポ局のほうから御説明させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。お諮りいたします。承認第３号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第３号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

それでは、私のほうから、令和７年度島根県消費者センターにおける消費生活相談の状況について御報告いたします。

資料４ページを御覧ください。令和７年度に県消費者センターが受け付けた消費生活相談件数は苦情相談及び問合せを合わせて３，３２２件となり、前年度の３，０３３件と比べて２８９件、９．５％の増加となりました。

まず、相談内容を商品・役務別に見ますと、商品一般が４４６件と最も多く、前年度から３７件増加しております。商品一般とは、不審なメールやショートメッセージの受信、身に覚えのない商品の送付、クレジットカードの不正利用など、商品やサービスの分類を特定しにくい相談を指すものでございます。そのほか、光回線などのインターネット通信サービスが１０１件で、３４件の増加、携帯電話やＷｉ－Ｆｉなどの移動通信サービスが９３件で、２１件の増加となりました。また、相談件数自体は多くありませんが、紳士・婦人洋服に関する相談が６７件で、３７件の増加、理美容に関する相談が５５件で、３７

件の増加となり、大きく伸びております。理美容につきましては、脱毛エステ事業者の倒産などの影響があったものと考えられます。

次に、販売購入形態別に見ますと、通信販売が前年から128件増加し、相談件数全体のおよそ3分の1を占めております。

過去10年間の相談件数の推移は、図表1に示しております。

相談件数増加の要因につきましては、個々の相談内容が多様であることから要因を特定することは困難ですが、インターネット通販や通信サービスに関する相談の増加に加え、SNSやメールを利用した詐欺的手口の複雑化、巧妙化などにより、消費者トラブルに遭遇する機会が増えていることが背景の一つと考えられます。また、消費者ホットライン188（いやや）や消費者センターの周知、警察や市町村など関係機関と連携した啓発活動により、相談につながるケースも増えているものと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。図表2は、過去3年間の年代別相談件数の割合を表しております。令和7年度の契約当事者の年代別相談件数では、70歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代、40歳代の順となっております。また、80歳以上を除く全ての年代で、前年度を上回っております。なお、60歳以上の相談は全体の約4割を占めており、高齢者からの相談割合が高い傾向が引き続き見られます。

次に、6ページを御覧ください。ここからは、苦情相談の内容について御説明いたします。図表3は、商品・役務別の苦情相談件数をまとめたものでございます。最も多かったのは前年度に引き続き商品一般で、413件の苦情相談が寄せられました。主な内容としては、プラスではじまる不審な番号で電話があり、国の機関や通信事業者を装った不審な電話やメールにより個人情報を開き出される事案や、その結果としてクレジットカードを不正利用された事案などが見られました。また、化粧品及び健康食品に関する相談の多くはインターネット通販に関するもので、初回のみのもつもりで注文したが、定期購入になっていた、1回のみで解約するには定価との差額を払う必要があると明細に記載されていた、解約しようとしても事業者と連絡が取れないといった相談が中心となっております。

そのほかの主な相談内容につきましては、次の7ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、8ページを御覧ください。年代別の苦情相談内容についてでございます。こちらは、先ほど御説明いたしました商品・役務別分類よりも詳細な分類となっております。17歳以下の未成年ではインターネットゲーム、20歳代ではエステティックサービス、それ以外の年代では商品一般が最も多い相談となっております。

内容を見ますと、20歳代及び30歳代で上位にあるエステティックサービスは脱毛エステに関する相談が多く、あと、不動産賃借は賃貸アパートに関する相談が多くなっております。また、40歳代以上では、健康食品、基礎化粧品のほか、副業サポートや質問サイトなどのサービスを利用したら高額請求を受けた、契約したサービスが受けられなかった、サービスを解約したいなどといった相談内容の役務その他サービスが上位に入っております。さらに、60歳代以上では、光ファイバーなどの回線接続に関する相談のインターネット接続回線が上位に入っております。70歳代以上では、増改築工事や屋根工事などに関する相談の工事・建築が上位に入っております。

相談の状況については以上でございますが、県といたしましては、今後も関係機関と連

携しながら相談者に寄り添った対応を行うとともに、学校などと連携しました若年層への消費者教育、高齢者の見守り活動の推進、SNSなどを活用した啓発活動などを通じて、消費契約に関するトラブルや悩み事があった場合には速やかに消費生活相談188（いやや）に相談してもらえるように、消費者被害の未然防止と早期相談の促進に努めてまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

松尾文化国際課長。

○松尾文化国際課長

資料9ページを御覧ください。私からは、在伯島根県人会創立70周年記念式典の島根県訪問団について御説明いたします。これは、ブラジルへ移住された方の開拓の苦難とこれまでの努力をねぎらい、在伯島根県人会とのさらなる絆を深めるため、県人会創立70周年記念式典の開催に併せ、島根県からの訪問団をブラジルに派遣するものでございます。

1つ目、訪問団概要でございます。日程は今年8月26日水曜日から9月2日水曜日までの8日間で、訪問先はブラジルのサンパウロ市周辺になります。主な内容は、下の日程表にありますように、8月30日日曜日に開催される在伯島根県人会創立70周年記念式典の出席と、ブラジル日本移民開拓先没者慰霊碑献花、そして在サンパウロ日本国総領事館やサンパウロ州知事等への表敬訪問でございます。参加者は、県から石原副知事と文化国際課職員、県議会から吉田副議長ほか1名、県内市町村を代表して島根県町村会から津和野町の下森町長ほか1名、そのほか島根大学の太谷学長、島根県移住家族会会長、石見神楽団も訪問されます。

2つ目、訪問団日程でございます。ブラジルはちょうど地球の裏側に当たりますので、片道30時間以上かかります。現地4泊、8日間の日程で現在、調整を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

消費者センターについてなんですけど、すごい単純な質問で申し訳ないんですけど、なかなか解決に至るのって難しいのかなと思っているんですけど、泣き寝入りといいますか、嫌なことが多いと思うんですけど、相談を受けた後にどのような対応をされているのかということと、あと、実際、数字で出てるのか分かりませんが、相談を受けて解決に至った事案とか、何かそういうのが取れているのでしょうか。

○坪内委員長

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

委員の御質問についてお答えいたします。

1点目ですけれども、消費生活相談を受けた場合の対応についてでございます。

まず、相談員が受けた相談の対応につきましては、御自身で解決が可能な方につきまし

ては、解決に向けた御助言をさせていただきます。2点目のご質問の解決率については、追跡調査は実施していませんので、解決したかどうかは不明でございます。

一方、消費者と事業者との間に入っただけのあっせんを希望された場合につきましては、相談員によるあっせんを行っております。これについては、解決した割合といたしまして、あっせん件数が昨年度は276件に対して、解決が260件、率にして94.2%というふうになっております。

そのほかの場合については、必要に応じて無料法律相談であったり、他の相談機関への御紹介であったり、犯罪被害に関するような内容と思われるものについては、警察に届け出るように助言をしているところでございます。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますか。

大国委員。

○大国委員

同じく消費生活相談ですけども、分類の仕方で、これ、商品一般の分類がありますでしょ。この商品一般の分類の中で、先ほど、まさにここ、今出してもらった大きなところで、詐欺電話に関するものも商品一般に入ってますでしょ。そうすると、統計の取り方で見ると、いわゆる本当に商品一般のものっていうことよりも、それ以外のもののがかなりの割合占めてくるんじゃないかなと思うんで、苦情の分類の仕方として、これ、適正なのかなというところをちょっと疑問に感じたところです、商品ではないですからね、詐欺電話は。物を売りつけるわけでも必ずしもないので、そこ、ちょっと考え直したらいいかなというふうに思っています。

それから、先ほど河内委員の質疑の中で大分分かりましたけれども、実際あっせんをしている、276件で、そのうち260件は解決よと、非常に大きな役割果たしておられるなというふうに思うんですけども、例えば詐欺電話に引っかかりそうになった場合っていう、その対応が、もうこれ、お金入れてしまったとか渡したってなると、これ、解決、相当難しいと思うんで、これは警察にということですけども、その相談のあった方に対して、先ほどの説明だと、警察に言ってくださいと、それで終わっているっていうことになりますかね。それから、警察を名のる詐欺が非常に増えている中で、警察に言ってくださいっていう、単純にそういう言い方は統一されてないと思うんですけども、そこが当事者にお任せというか、当事者にしてもらうという対応で、果たしてそれが未然防止とか被害を防ぐというところに確実にたどり着くのかという点での、対応というか、もうちょっと入り込んでもいいような気もするんですけども、実際どうされてますでしょうか。

○坪内委員長

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

まず、1点目ですけども、商品の分類などについては、国民生活センターの分類に基づいて、報告をさせていただいております。資料に載せていませんが、相談を受けたときに相談システムに相談内容とキーワードを入力しております、詐欺というキーワードで拾った場合、昨年度は357件の相談があつてございます。その前の令和6年度に比べますと、令和6年度が296件でしたので、20%の増というふうな結果となっております。

あと、もう1点、警察への相談を助言した場合について、それだけでよいのかどうかというふうなお話ですけれども、消費生活センターには警察の職員も併任職員としておりますので、相談員のほうからこれは緊急性がある、危険ではないかというようなケースがありましたら、警察職員と連携を取って対応をしております。以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

詐欺の被害の防止に引き続き頑張っていたきたいんですけど、先ほどの商品一般の話に戻りますと、なので、結局、商品一般という分類なんだけれども、かなりの割合で詐欺電話的なものが占めてるということになりますかね。先ほど何か357件というふうにおっしゃったんで、そうすると、これ、413件分の357件が詐欺電話みたいなことになりますか。

○坪内委員長

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

今さっきお伝えした詐欺というのは、商品一般だけではなくて、全ての相談の中で詐欺というキーワードで拾ってきた数字でございますので、商品一般だけということではございません。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

あまり私、こだわるつもりもないんですけども、いかにして詐欺被害を防ぐかっていう、消費者トラブルももちろんそうなんですけれども、今、かかってくる電話の多くってというのはもう詐欺っぽいものがいっぱいあるじゃないですか。特殊詐欺ですよ、振り込め詐欺が多い中で、こういう、例えば図表3で苦情相談の多い商品・役務上位っていうふうにあって、本当はかなりの割合で詐欺っぽいものが含まれてるっていうことがぱっと見て分かるようなことにしたほうが啓発としては正しいのかなというふうに思うんです。実際には何が詐欺で、そうでないかっていうのは見極め難しいと思うんですけども、やっぱり先ほどこの説明があったときに、プラスではじまる不審な番号とか国の機関名のとかって、まさにこれはもうほぼ詐欺だと、断定はできないけど、ほぼ詐欺なんですよ、詐欺と見たほうがいいので。この情報の、そういう統計データの発信の仕方として、これぐらい多いですよというところが伝わるようにされたらいいかなというふうに思います。最終的な判断はお任せしますので、いいようにしてください。答弁があればどうぞ。

○坪内委員長

よろしいですか。

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

今、大国委員から御提案いただいたことに関しましては、今後の資料作成につきまして参考にさせていただきたいと思います。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

似たようなことかもしれませんが、センターの仕事といいますか、実際にこういう詐欺も含めて、被害が起こった場合、それが要するに生活苦につながったりとか、あるいは家庭が崩壊するとか、そういうことと連動していくケースもかなりあるんじゃないか。私も時々失敗して、嫁さんに細かく叱られますけども、そこから家庭がどうなるかっていうとこまで行くところもあるんじゃないかと考えた場合に、そしたら、センターとして、先ほど警察との連携は言われましたけども、教育も含めて、他部署との連携っていうのは実際にどこまでやってらっしゃるのか、そういったことについて、こちらでもお聞かせ願えればと思います。

○坪内委員長

北山消費とくらしの安全室長。

○北山消費とくらしの安全室長

吉田委員からの御質問ですけれども、詐欺などに対する他部局との連携した取組みということで御質問を受けたかと思います。

先ほどもお話をさせていただきましたが、消費者被害は手口が年々巧妙化しておりますので、県では、県警とともに島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会を開催しておりまして、官民合わせて84団体に御参加いただいているところです。協議会では、県内の特殊詐欺などの犯罪情勢やその対策について情報共有を図るとともに、会員の取組状況について情報共有のため、県警とともに詐欺防止に優れた取組を行った団体を表彰するなどして、優良事例を可視化して、他団体にも知ってもらうような横展開を図っているところです。

あと、若年層に対しては学校教育の中で消費者教育なども推進しておりますし、ほかに、地域の方であったり、職域であったりっていうところ、いろんな場を活用いたしまして、出前講座などでもこういった消費者詐欺の手口についてはお伝えして、防止に努めているところでございます。

ですので、こういうふうな官民が一体となった環境整備と自主的な活動に取り組むことで、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に向けて、引き続き努めてまいります。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

大事なことだと思いますので、そういった協議会通じて、消費生活に関する相談を手軽にできますよ、一生懸命やっていますよというアピールを、啓発活動に力を入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、以上で環境生活部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

それでは、これより健康福祉部及び病院局の所管事項について審査及び調査を行います。はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

皆様、おはようございます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には、健康福祉部の所管業務につきまして格別の御理解、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、本議会前に行いました国への重点要望についてであります。こども家庭庁や厚生労働省に対して、県の現状をデータ等で示しながら、保育環境の充実や中山間、離島における介護サービス提供体制の維持に向けた対応などを求めてまいりました。県としては、引き続き様々な機会を捉え、島根県の実情や考え方を国に伝えてまいりたいと考えております。

また、先日、令和7年の合計特殊出生率が公表されました。後ほど御報告させていただきますが、本県は全国順位で前年と同じ5位を維持したものの、1.41と過去最低となりました。全国は1.14でありました。合計特殊出生率が国全体で低下し続けている状況を地方の努力だけで食い止めるのは限界があり、政府に必要な対策を求めるとともに、安心して暮らし、結婚、出産、子育てができる施策の充実を市町村と連携して、引き続き進めてまいりたいと考えております。

本日は、条例案2件、一般事件案3件、予算案1件と、9件の報告事項がございます。御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

皆さん、おはようございます。一言御挨拶申し上げます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より県立病院に対しまして格別の御理解、御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度診療報酬改定が6月1日より適用されました。改定後の診療報酬に基づき、算定されております。今回の改定では、本体部分が3.09%引き上げられており、両県立病院においてこれを確実な増収につなげるためには、新たな加算、取得などによる対応をはじめまして、患者数増に向けた地域との連携、そして積極的な広報活動など、様々な点での対策が必要であると考えております。こうした対策の土台として、両県立病院では経営改善実行プランを策定し、効果的と考えられるより具体的な取組について職員一人一人が力を合わせて一丸となって進めているところでございます。

次に、中東情勢の影響といたしましては、両県立病院において診療材料等の医療物資は

7月から値上げ予定のものが複数見られるものの、調達につきましては、影響が出ておりません。一方、ポリ袋等の医療物資以外のものについて欠品や納品の遅れが出はじめており、代替品などで対応を行っているところでございます。引き続き状況を注視し、診療への影響が生じることのないよう、適切に対応してまいります。

本日は、予算案1件を御審議いただきますとともに、先ほど申し上げました両県立病院の経営改善実行プランにつきまして御報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、今後とも県立病院に対しまして御理解、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部及び病院局に係る議案は、条例案2件、一般事件案3件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第84号議案及び第85号議案について、執行部から説明を受けます。質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

青少年家庭課からは、島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例について説明いたします。

1ポツの条例制定の理由でございます。理由につきましては、児童虐待などの理由から児童を一時保護する場合、児童相談所等都道府県が設置する施設で保護する場合のほか、児童相談所に対処が困難な場合などにおきましては、児童養護施設や乳児院、障がい児入所施設などに委託して保護する場合がございます。児童養護施設などに委託して保護する場合、これまで児童福祉法では、児童相談所長、または都道府県知事が適当と認める者へ委託することが可能とされ、受入れ施設の設備や運営等につきましては、特段の基準等が設けられていないことから、国においてはその質の確保が課題とされておりました。このため、昨年4月の児童福祉法改正によりまして、新たに都道府県知事による一時保護委託の登録制度が創設されておりまして、これまで委託先となっておりました児童養護施設や乳児院、障がい児入所施設など、内閣府令で定めました施設以外につきましても、一時保護を適正に行うことができるものとして、都道府県知事の登録を受けたものに限りまして委託ができることとなりました。改正児童福祉法におきましては、この登録に当たっての最低基準につきまして都道府県知事が条例で定めるといこととされておりますので、このたびの条例につきましては、本年3月に公布されました内閣府令で定める基準に沿って、新たに制定することとしたものでございます。

次に、2ポツの条例の概要でございます。条例で定める基準につきましては、改正児童福祉法では、内閣府令で定める基準に従いまして、または基準を参酌して定めることとされております。この条例で定めた登録する場合の最低基準につきましては、国と異なる基準を設ける特段の理由がないことから、次に書いております(1)から(6)について改

正児童福祉法で新たに示された国の基準どおりといたしております。

まず、（１）児童の権利及び行動の制限の禁止でございます。これは、正当な理由なく児童の権利制限をしてはならないこと。児童の行動を制限してはならないこと。例えば施設等をして監禁するといったことがないような、行動を制限してはならないというようなこととなっております。

次に、（２）虐待等の禁止でございます。児童に対する虐待行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

（３）児童対象性暴力等の防止。児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、必要な措置を講じなければならないこと。

（４）自動車を運行する場合の児童の所在確認。児童の移動のために自動車を運行する時には、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法による児童の所在確認を行うこと。

（５）児童の権利擁護。入所する児童に対し、その意見、または意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならないこと。

（６）その他登録等に関する基準。これは、居室等の設置としまして、居室ですとか食堂、浴室、便所等、そうしたものを設置すること。あと、職員の体制といたしまして、例えば夜間の職員配置をすること。食事の提供といたしまして、栄養ですとか身体的状況、例えばアレルギー等、そうしたものを考慮した食事の提供を行うこと。生活、教育、学習等の支援体制、こうしたことを整備することと秘密保持等となっております。

最後、３ポツ、施行期日ですけれども、条例の施行日につきましては、令和８年３月に公布された政令で、令和８年１０月１日とされておりますので、同日を施行日としております。以上でございます。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

それでは、私のほうから条例の説明をいたします。

２ページをお願いいたします。第８５号議案、島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

１、条例改正の理由についてでございますが、保育所や認定こども園では、保育士１人当たりが担当する子どもの数が配置基準として定められており、また、幼児教育、保育を行う施設としての職員体制についても定められております。このたび、関係省令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。中ほどの表にございますとおり、アからウの施設種別ごとの条例及びエの各施設に共通する条例が対象となります。

２、条例改正の概要についてですが、改正内容は、（１）から、裏面にわたりまして、（６）まででございます。該当する条例が少しずつ異なりますので、項目の右側に括弧書きで該当する条例を示しておりますので、一緒に御説明いたします。

まず、（１）理学療法士等の専門人材の活用についてですが、保育所、認定こども園におきまして障がいのある子どもさんや医療的ケアを必要とする子どもさんの利用が増加する中、理学療法士等、この等に含まれますのは、記載はございませんが、作業療法士、言語聴覚士、また心理学について大学や大学院で課程を終え、卒業し、個人及び集団心理療法の技術を有する担当職員、またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされ

ていますが、これらの専門人材の配置により受入れ体制を強化することで、保育体制の充実を図ることを目的としております。保育所等に勤務するこれらの専門職で、保育所等における勤続年数が3年以上である職員1人を、配置基準上、保育士とみなすことができるよう改正するもので、条例におきましては、ア、イ、ウでお示しする条例が該当いたします。

次に、3ページをお願いいたします。（2）主務保育教諭等の職の創設についてですが、認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭が園児の教育、保育に当たっております。このたび創設する主務保育教諭は、園内の保育教諭やその他の職員の間で総合的な調整を担う役割を行う職員でございます。同様に、養護教諭で職員の間で総合的な調整を行う役割を担う職員を主務養護教諭とし、これらの職を追加する改正を行うもので、条例でいいますと、イ、ウでお示しする認定こども園に関する条例が該当いたします。

続いて、（3）学級編制基準の改正についてでございますが、認定こども園におきましては、満3歳以上のクラスは幼稚園と同様に学級を編制するものとされており、学級編制の基準は原則35人以下とされています。この基準を原則30人以下とし、より一層子ども一人一人の置かれた状況や発達の特性に応じた幼児教育を行う環境を整備するものでございます。条例では、イ、ウでお示しする認定こども園に関する条例が該当いたします。

あわせて、（4）にありますとおり、先ほど御説明しました学級編制基準の改正につきましては、令和14年3月31日までは経過措置を設けることとしております。

（5）でございます。3歳児配置基準の経過措置の終期設定についてでございますが、保育所及び認定こども園における3歳児配置基準は、現在、保育士1人に対し子ども15人とされており、経過措置として当分の間は従前の基準である保育士1人に対して子ども20人でも可能とされているところです。この保育士1人に対し子ども15人の配置基準は、これまで平成27年度から加算措置として制度が設けられてきたところでありまして、令和6年度には配置基準として定められました。この間に、全国の97%の保育所等で改善されている状況を踏まえ、この経過措置の期限を令和10年3月31日とするもので、条例でいいますところのエでお示しする共通の条例が該当いたします。なお、島根県内では、ほぼ全ての保育所等で配置が改善されているところであります。

（6）については、条例改正に伴う文言整理でございます。

なお、御説明いたしました（1）から（6）の改正内容は基本的に従うべき基準でございますが、1でお示した条例の一覧のウ、島根県認定こども園の認定要件に関する条例に該当する施設種別のうち、幼稚園型認定こども園は、2でお示した改正項目のうち、（1）、（5）の保育士配置に関する基準の改正について参酌基準となり、また、（2）の主務保育教諭に関する改正につきましても参酌基準となります。

また、地方裁量型認定こども園、これは保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認可外の施設でございますが、これは（1）、（5）の保育士配置に関する改正は参酌基準となります。

3、施行期日につきましては、公布の日としております。説明は以上となります。

○坪内委員長

説明がりましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

今回のこの基準の見直しというのが、要は、簡単にいうと保育士の仕事、保育士の資格を持っていなきゃいけない、これ、配置基準で定められている保育士の配置、これを理学療法士等というように置き換えられるという、いわゆるみなし保育の対象が拡大されるということだというふうに思います。理学療法士さんというのは、理学療法士としての専門性を持って働く人、保育士っていうのは、保育の専門性を持って働く、いずれも資格のある方と。私は、保育所に理学療法士さん、看護師も含めてですけれども、専門的な資格を有する方が、そこで保育に携わり、保育士の皆さんと一緒に働くということは、むしろこれはいいことだというふうに思うんです。今ある配置基準にプラスアルファで理学療法士さんはじめ、専門性のある方を配置するっていうのは、本来であればそうすべきだろうというふうに思います。

そこでちょっとお尋ねしたいのが、今、保育士不足ということが言われてもう久しいわけですが、これは国の狙い様々あると思うんですけれども、保育士の確保が難しいから保育士の資格ではない別の資格の方でもいいということが、今回のこのみなし規定の枠を広げるとするものの理由になっているのかどうか、国が理由としているのかどうか。これがまず1点目。

それから、2つ目が、先ほども言ったように、今回の理学療法士等、いわゆる専門職の方たちは、保育の専門職ではないというふうに思うんですけれども、ここについての見解を伺いたい。

それから、3番目、これ、最後になりますけれども、先ほどの説明の中で、理学療法士等の等の部分です。作業療法士、言語聴覚士、それから心理担当職ということで、要は心理系の学校、大学、あるいは大学院を卒業して、個人及び集団心理療法の技術を有する者、あるいは同等以上の能力を有すると認められる者、ここで非常に曖昧さが残るわけですね。ですから、これ、資格を取っていなくても、大学を卒業し、技術を有する者、これは一体何なのか。それから、同等以上の能力を有すると認められる者、これ、一体どういうことなのか。すごくこれ、疑問に感じるんですけれども、ここについて説明をいただきたい。

以上3点でございます。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

御質問ありがとうございます。3点御質問を頂戴いたしました。

まず、1点目でございますが、今回の改正が保育士不足といったこととの関連性について御質問いただいたと思いますが、今回につきましては、理学療法士等の専門的な人員を配置することで、障がい児や医療的ケア児などの受入れ体制を充実させることということを目的としておりまして、多様なニーズに対応した保育の充実を図るものであるというふうに承知しております。

2点目でございますが、理学療法士等は保育の専門職ではないが、保育士とみなされることについての見解をとということを御質問いただいたと思います。これにつきまして、理学療法士が保育を行うに当たりましては、国の通知におきまして、保育士による支援を受

ける体制をきちっと確保するようということが言われておりまして、具体的には、保育士と1組になり、同じ室内で保育を行うこととされ、また保育の面からもしっかりとした体制で運営がなされるものというふうに承知をしております。

続きまして、3番目ですが、心理担当職員の定義について少し曖昧さがあるということの御質問であったかと思います。このことにつきましては、今まで国から示された通知以上のことをまだこちらで把握していない状況でございますので、詳細につきましては、今後国において明らかにされるものと思われまします。県としましても、国から示されます質疑応答などを通じまして、確認をしてまいりたいと思います。以上です。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

まだ賛否の答弁まだですけど、説明ありがとうございました。

みなし保育士にするということで、確かに、先ほど答弁にあったように、障がい児、医療的ケア児の受入れに資する、これは間違いなくそうだと思うんですね。

そうとはいえ、保育士1人を置き換えるということになりますので、何ていいますかね、保育士さんからすると、保育士という資格を持って、専門性を持って働いておられる。そこにみなしということで理学療法士等ということで、かなりこれ、捉えようによっては、今後分かりませんが、幅広くですね。要は心理の学校を出て、大学を出て、何らかの形で同等以上の能力を有すると認められれば、保育士の配置基準の中の一人として保育所で働けるということになります。そうすると、保育の専門的な知識を十分身につけた、これはつまり保育士としての資格を取得したということになると思います。そうではない方が保育現場に入ってくる。当然、理学療法士とか有資格者、専門家の方が保育に携わるって、それはそれでいいことなんですけれど、冒頭申し上げたとおり、やはり本来であれば、保育士の配置基準に加えて、そういう専門職の方が入る。それについて加算とか、特別の手当もしっかり行った上で、先ほど言われたように、障がい児、あるいは医療的ケア児の受入れに資するようにしていくというのが本来の姿じゃないかなというふうに思ったところでございます。

同じことの繰り返しになるので、これ以上の答弁は結構ですけども、私としては、今回の条例の改定っていうのはかなり問題があるなというふうに見ています。

それから、先ほど述べたもの以外にも、主務保育教諭等の職の創設ということで先ほど説明があったところです。これはもう学校現場等で見直しとか既に行われていて、例えば認定こども園というならば、一つポストを設けるということになるんですけども、これが保育教諭の間で分断を招くおそれがあるのではないかと、これは同様に主務養護教諭というポストもそうですけれども、そういうところで懸念があるということはお伝えしておきたいと思いますし、それから、経過措置のお話がありました。（３）のところで35人以下から30人以下に引き下げることということで、説明では、全て県内では既に改善されていますよという報告だったんですけども、これについての期限が（５）のところで切られたっていうことですね。ですから、これはもう従うべき基準なのではないかっていうのは理解するところですけども、それから、（４）のところの、これが、経過措置が、本来だと、令和14年っていうのは大分先の話になりますんで、これはもっと前

倒ししていいのではないかということも指摘したいと思います。

もろもろ言いましたけれども、冒頭言ったみなし保育士の枠を広げるということでは、ちょっとこれは承服しかねるということは申し上げておきたいと思います。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

一時保護の委託者の基準ですね、この条例なんですけども、ちょっとお伺いするんですけど、そもそもこういった虐待とか性暴力っていうのが増えているからこういうことになってきたんでしょうか。というのが、今までの児童相談所を介する場合と、増となって、言わば民間とかNPOとか、そういうのがあるかもしれませんし、そういうちゃんとしたところでなくても避難措置というようなことでは行われてきてると思うんですが、今までの制度以上にこういったものを制度化していくっていう背景というのは、こういうケースが増えてきてるからなんでしょう、その辺の背景を教えてください。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

一時保護件数が増えているかにつきましては、手元の資料でございますけれども、令和4年が合計で214件、一時保護を行っております。その次、令和5年度が247件、令和6年度が190件ということで、近年、極端に増加しているという状況ではありませんけれども、一定の件数となっております。

そうした中で、国のほうでは、例えばシェアハウスですとか、児童養護の事業を行っていない社会福祉法人ですとか、あと、NPO法人、そうしたところが希望する場合につきましても、一定の要件を満たす場合については、そういう登録を認めるという形で今動いているところでございます。それにつきましては、都会地を中心に様々な状況の中でいろいろな受入れの窓口ができています。そうした中で国といたしましては、一定の条件、それを担保する必要があるということで、こうした制度が設けられたところでございます。

一方、島根県につきましては、児童相談所ですとか、委託によります里親ですとか、児童養護施設ですとか、そういった施設等で、現時点では対応できるところでございますので、この制度が設けられたからといって、そういう状況が増えていくということではないと考えております。

一方で、県といたしましては、一時保護が必要とされる状況は様々だと考えておりますので、円滑な保護につなげるという意味からも、委託先選択肢を増やしておくということは重要なことだと考えておりますので、今回こういった形で条例を設けまして、窓口を用意しておくという形で対応しているところでございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

分かりました。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

第85号議案は反対します。

○坪内委員長

それでは、御異議のありました第85号議案につきましては、個別に挙手により採決をしたいと思います。

第84号議案については、その後、採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第85号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第85号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、第84号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第84号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第84号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。承認第3号議案のうち関係分、承認第4号議案及び承認第5号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

岩崎健康福祉総務課長。

○岩崎健康福祉総務課長

承認第3号議案、専決処分事件の報告及び承認についてのうち健康福祉部関係分、承認第4号及び第5号議案、専決処分事件の報告及び承認について御説明いたします。資料4ページをお願いいたします。

令和8年3月31日付で知事専決処分を行いました補正予算でございます。一般会計では、健康福祉部合計で2億1,700万円余を減額、特別会計では、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計では90万円余を増額、島根県国民健康保険特別会計では1億7,900万円余を減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。一般会計の課別、事業別一覧でございます。主な補正として、補正額が大きいものとしましては、高齢者福祉課の1番目、福祉人材確保・育成事業費の6,800万円余の減額は、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業に係る事務費の実績による減額、障がい福祉課の1番目、障がい者施設等整備事業

費4,600万円余の減額は、国庫補助事業の内示に合わせて減額するものでございます。その他の各課の事業につきましても、実績による減額や国庫支出金等の確定による財源の補正などを行うものでございます。

6ページをお願いいたします。特別会計の会計別、事業別一覧でございます。上段、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計については、事業実績に伴い補正を行うもの、下段の島根県国民健康保険特別会計につきましては、事業実績に伴う補正と国庫支出金等の確定による財源の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。承認第3号議案のうち関係分、承認第4号議案及び承認第5号議案について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第3号議案のうち関係分、承認第4号議案及び承認第5号議案については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。第77号議案のうち関係分及び第79号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

岩崎健康福祉総務課長。

○岩崎健康福祉総務課長

第77号議案、令和8年度島根県一般会計補正予算（第1号）のうち健康福祉部関係分について御説明いたします。令和8年度6月補正予算案は、健康福祉部合計で2億3,000万余を増額するものでございます。

9ページでございますが、補正項目について御説明いたします。1の医療政策課の病院の生産性向上に対する支援事業4,300万円余につきましては、業務効率化や職場環境改善などの生産性向上の取組を進める病院に対し、ICT機器の導入等を支援する事業について国からの配分額を踏まえ、予算を増額するものでございます。2の健康推進課の災害時等歯科保健医療提供体制整備事業1億900万円余につきましては、災害時等における歯科保健医療提供体制を確保するため、国事業を活用し、島根県歯科医師会が実施する歯科巡回診療に必要な車両及び器具、機材の整備や人材養成のための研修等を支援するものでございます。3の高齢者福祉課の高齢者福祉施設エネルギーコスト削減対策緊急支援

事業7, 800万円につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、申請状況を踏まえて予算を増額するものでございます。以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の1ページ目です。第79号議案、令和8年度島根県病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本年4月特別職報酬等審議会からの答申等に基づきまして、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例第80号議案において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正が提案されておるところでございます。病院事業管理者の給料月額が、現在101万から103万円に改正され、施行は令和8年8月1日とされております。これに伴いまして、給料及び期末手当等の増額が必要になりますので、中央病院で21万3,000円、こころの医療センターで2万1,000円、計23万4,000円の増額を行うものでございます。

私からは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第77号議案のうち関係分及び第79号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分及び第79号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

岩崎健康福祉総務課長。

○岩崎健康福祉総務課長

健康福祉部分資料10ページをお願いいたします。

中東情勢の変化に係る影響について御報告いたします。1の県が把握している状況でございますが、県から医療機関、高齢者施設等に聞き取りした状況では、ナフサ由来製品等

について入手しにくいものや価格の上昇が生じております。

(1) の医療物資等では、病院からは、医療用手袋やシリンジ、注射器でございますけれども、こういったものの発注制限や納期の遅れはございますが、不足している状況ではないと聞いております。また、医薬品の卸売業者からは、医療用手袋や手術用ガウン等は入荷しにくい状況ではあるが、数量制限は設けてないということでした。

(2) の医療物資等以外のものにつきましては、病院からは、ポリ袋、ラップ類等が値上がりし、コスト上昇の懸念があること。高齢者施設等では、ビニール製手袋、ごみ袋などのプラスチック製品の入手が難しくなっており、建築資材等の納期の遅れや価格高騰の懸念があると聞いております。

次に、2の国の対応でございますけれども、(1) の1ポツ目、医療機関、製造販売業者等向けの相談・情報提供窓口の設置であったり、2ポツ目の厚生労働省、経済産業省の連携による専門チームにおいて、安定供給に不安がある品目の課題把握や流通の目詰まりを解消する対応が取られております。

このほか、(2) の医療用手袋の備蓄の放出が5月下旬から行われており、県内では6月12日現在で、記載しております業者から15万5,000枚の要請がございました。

また、(3) で、買いだめや売惜しみなど流通の目詰まりを解消するため、関係する団体等に対して、前年同量、通常どおりの供給・発注の要請が行われております。

私からは以上です。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

では、11ページをお願いいたします。新たな地域医療構想の策定及び保健医療計画の中間見直しについてでございます。今年度は新たな地域医療構想の策定を開始いたしますとともに、保健医療計画の中間見直しを行う年度となりますので、その概要とスケジュールを御報告いたします。

まず、新たな地域医療構想についてでございます。平成26年の医療介護総合確保推進法の成立を受けまして、都道府県は将来的な医療需要を踏まえた方向性を地域医療構想として策定することとされております。現行の地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年をターゲットに人口構造や地域医療ニーズの変化を見据え、医療機関の機能分化と連携を進め、医療提供体制を確保することを目的として策定いたしまして、これまで各地域でそれぞれの地域の実情に応じて協議と取組を進めてきたところでございます。

今般、全国的に85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年に向けまして、新たな地域医療構想を策定することとなっております。今後、2040年に向けまして、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者の増加、生産年齢人口の減少が一層見込まれることによる医療従事者の確保がますます困難となること、急性期医療の需要の減少、高齢者救急、在宅医療のニーズの増加が進むことなどが想定されますので、新たな構想におきましては、現行の入院医療のみならず、外来、在宅、介護との連携、人材確保等を含めたものとなること、在宅医療や介護との連携において市町村の役割を明確化することなどを踏まえて作成することとされております。

なお、認知症や精神疾患を有する高齢者の増加が見込まれることから、新たな構想におきましては精神医療を含めることとなっておりますが、これにつきましては、今後、国において議論が開始されることとなっておりますので、県における検討は来年度以降となります。

次に、2番、保健医療計画の中間見直しでございます。保健医療計画は、記載のとおり、医療法に基づく医療計画に加えまして、健康増進計画などを包含しており、現行計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。医療法の規定に基づきまして、3年ごとに評価し、必要に応じて変更することとなっておりますので、今年度は中間年に当たることから、目標や取組状況の評価を行い、必要な見直しを行ってまいります。

12ページのスケジュールでございますが、新たな地域医療構想は、今年度基本となる人口や医療需要のデータによる現状、課題の把握などから開始いたしまして、骨子案、病床数、素案を医療審議会で審議いただくとともに、本委員会で報告し、御意見をいただきたいと考えており、最終的な確定は来年度となる予定でございます。

保健医療計画の中間見直しにつきましても、同様に医療審議会で審議、本委員会への報告を予定しておりますが、こちらは年度内に見直しを行うこととしております。

県といたしましては、今後も人口減少が続くと見込まれる中で、これまでと同様に、各地域において必要な病床数も含めた地域の医療提供体制を協議し、それに向けて役割分担や連携体制の構築に取り組んでいけるような方向性を示すことができるよう、関係者の皆様と協議して、策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、13ページ、病床数適正化緊急支援事業についてでございます。昨年12月の医療法の改正によりまして、都道府県は、地域の実情を踏まえ医療機関の経営安定化のために医療機関が病床を減らした場合に、支援する事業を行うことができる規定が盛り込まれたところでございます。この事業の費用負担は国が行うこととされ、これを受けまして、国は令和7年度の補正予算におきまして、病床数適正化緊急支援事業として3,490億円が措置されました。

事業の概要は、表に記載のとおりでございますが、今年度中に病床を減らした医療機関に対しまして、1床当たり約410万円、休床の場合は半額の約205万円を支給するという事業でございます。なお、この事業は都道府県が申請受付等を行いますけれども、国が基金管理団体を設置し、そこから医療機関に直接交付されるため、県の予算措置はございません。

2、県の実施方針についてでございます。事業実施に当たりまして、これまで必要な病床数を含め、その役割分担や連携体制について各保健所を中心に圏域の調整会議で検討し、調整を行ってきたことを踏まえまして、囲みにありますとおり、医療機関が本事業を活用して病床を減らそうとする場合、圏域の地域医療構想調整会議で議論の上、合意が得られることを要件とすることとしております。これは、昨年の病床数適正化支援事業においては圏域での議論を行う時間的余裕がなかったことから、地域医療に与える影響を最小限とするため、非稼働の状態が1年以上続いていることを要件として設定してきたことや、今回の事業の国の示す要件において都道府県において議論が必要な場合に、圏域の合意を要件とすることが県の裁量で認められているということも踏まえたものでございます。

3、今後のスケジュールといたしましては、国のスケジュールに合わせて事業を実施していくということとしております。

先ほど来申し上げてまいりましたとおり、この事業も含めまして、引き続き人口減少が進む中で、地域で病床や機能を含めた体制をどう守っていくかについて、役割分担や連携を議論し、取組を進めていくことで地域医療の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

そうしますと、資料14ページをお願いいたします。

令和7年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について御説明いたします。この調査につきましては、2月議会の常任委員会で速報値について御説明をしましたが、数値のほうが確定いたしましたので、改めて御報告するものであります。

調査の目的及び概要は14ページに記載のとおりです。以下、介護分野、障がい分野の順に御説明をいたします。

15ページに移りまして、まず、3の介護分野の調査結果の概要についてです。（1）の職員の年齢構成ですが、正規職員につきましては、50代以上の職員が3割強ということで高い割合となっております。今後の定年退職を見据えた人材確保が課題というふうに考えられます。また、非正規職員につきましても60歳以上が5割を超えておりまして、高齢層の職員に頼っている状況がうかがえます。

続いて、16ページ、（2）の採用状況です。事業所側の希望人数に対して採用できた人数の割合につきまして、御覧いただきますと、前回調査から約9ポイント低下しております。こちらのデータを見る限り、人材確保がより厳しい状況になっているものと考えております。このことは、続く17ページ、（3）の人材確保の現状のところにも表れておりまして、こちらのほうは、定性的なデータになりますが、事業所の実感として「確保しにくい」、あるいは、「やや確保しにくい」との回答が前回と同様、合わせて約9割という結果となっております。

続いて、18ページ、（4）の人材確保に係る課題についてです。こちらにつきましては、「求人への応募が少なく欲しい人材を選べない」との回答が最も多く、ついで、有資格、無資格を問わず、「必要とする職員の絶対数が確保できない」との回答が多い状況でした。

続いて、19ページ、（5）の過去1年間の離職状況です。過去1年間の離職者数を要因別に見てまいりますと、「自己都合」が最も多く、9割を超えております。離職した職員の勤続年数を見ますと、正規職員、非正規職員ともに3年未満の割合が約5割に上っております。依然として早期離職が課題となっております。

20ページに移りまして、（6）の離職理由についてです。離職理由は、正規、非正規ともに、「職場の人間関係」、「健康上の理由」が上位となっております。そのほか、正規職員につきましては、「賃金上の理由」が上位となっております。非正規職員につき

ましては、「仕事の身体的負担」、「家族等の介護」が上位となっております。こちらのほうは、非正規職員については、高い割合を高年齢層の職員で構成されているということが影響しているものと推察されます。

続いて、21ページになりまして、(7)の安定的な人材確保と事業の安定運営のために必要な取組についてです。こちらのほうは、「賃金の改善」と回答された事業者の割合が5割を超え最も多く、そのほか、「事業所のPR」、「労働環境の改善」との回答も上位となっております。また、前回調査と比較いたしまして、「賃金の改善」、「労働環境の改善」、具体には、休暇の計画的な取得ですとか、あるいは時間外勤務の削減などのことを指すものですが、そうした「労働環境の改善」ですとか、「法人間連携による事務負担の軽減や経営効率化」、あるいは「介護ロボット・ICTの整備」などの割合が上昇していることが特徴的です。

続きまして、22ページ、(8)の外国人労働者の有無についてです。介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合は、前回調査と比較いたしまして大きく上昇をしたところですが。国籍別の人数につきましても下の表に記載をしております。

続きまして、23ページ、(9)の人材紹介会社を利用した事業所に対する追加調査についてです。こちらは今日的な課題といたしまして、今回はじめて調査を行いました。左の円グラフに記載しておりますが、実態調査で「過去1年間に人材紹介会社を利用して雇用した」と回答した事業所に対して追加調査を行ったものになります。このうち、御回答いただきました147事業所につきまして、その結果を右の枠内に取りまとめております。

1は、1事業所当たりでどの程度の利用があるかを取りまとめております。2の人材紹介手数料につきましては、8割以上の事業所が推定年収の20から30%との回答でした。3の利用のきっかけは記載のとおりでして、4の自由記述を御覧いただきますと、やはり経費面で負担が大きいということ、そして、紹介された人材がなかなか定着しないことについての記述がございました。

続いて、24ページからは、障がい分野になります。設問は介護分野と同じです。(1)ですが、おおむねこちらのほうは介護分野と同様の傾向でした。

続いて、25ページ、(2)ですが、介護分野と同様、前回調査と比較いたしまして低下をしております。こちらのほう、介護分野と同様、前回調査時よりも人材確保が厳しい状況になっているものと考えております。

続いて、26ページ、(3)ですが、「やや確保しにくい」、「確保しにくい」と回答した割合が介護分野と同様に高く、こちらも依然として人材確保が非常に困難であると感じる事業所が多いことがうかがえる結果となりました。

続いて27ページ、(4)ですが、これもおおむね介護分野と同様の傾向が結果として表れております。

続いて28ページ、(5)です。こちらもおおむね介護分野と同様の傾向でして、3年未満の離職割合が、正規で約5割、非正規で約6割となっております。依然として早期離職が課題となっております。

続いて29ページ、(6)です。離職理由は、正規、非正規ともに、「健康上の理由」が上位となっております。職員の年齢構成が高いことが影響しているものと考えられます。また、「本人の適性」も同様に高い状況となっております。こちらのほうは障がい

分野の特徴と考えられます。

続いて、30ページ、(7)になりますが、「賃金の改善」が6割を超え最も高く、次いで、「事業所のPR」、「労働環境の改善」と続いております。また、前回調査と比較いたしますと、介護分野と同様に、「賃金の改善」、「労働環境の改善」、「法人間連携による事務負担の軽減や経営効率化」、「介護ロボット・ICTの整備」などの割合が上昇しております。

続いて、31ページ、(8)ですが、介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合は、前回調査と比較いたしまして大きく上昇をしております。

続いて、32ページになります。人材紹介会社を利用した事業所に対する追加調査についてです。1ですが、人材紹介会社を通じて職員を雇用したことがあると回答があった事業所は37事業所でありまして、追加調査を行ったところ、1人ないし2人の雇用をした事業所数は6事業所でありました。2の紹介手数料は、9割以上の事業所が推定年収の20から30%との回答でした。3の利用のきっかけは、記載のとおりでして、4の自由記述を御覧いただきますと、高額な手数料に見合った人材が紹介されていないケースがあるということがうかがえる内容でありました。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

青少年家庭課からは、令和7年度における女性相談等の実施状況について御報告いたします。資料33ページをお願いいたします。

女性相談につきましては、県では松江の女性相談センター、大田の女性相談センター西部分室及び出雲、浜田、益田の児童相談所と児童相談所隠岐相談室の計6つの相談窓口で対応いたしております、この報告は令和7年度におきます県の相談窓口で対応した件数となっております。

令和7年度の相談件数につきましては延べ3,864件となっております、前年度比で120件、3.2%増加しております。また、折れ線グラフで示しております、夫等からの暴力を主訴とする相談につきましては443件で、前年度に比べ87件、16.4%減となっております、2年連続で減少しております。過去10年間の相談件数につきましては平均して約4,000件、夫等からの暴力を主訴とするものにつきましては約500件で推移しているところでございます。

次に、2ポツの34ページでございますけれども、年齢別の相談件数、延べ件数でございます。特に60歳から64歳が突出して多くなっておりますけれども、これにつきましては、この年齢層で日々の悩みですとか不安などにつきまして繰り返し電話されると、そういう方がいらっしゃるから対応件数が多くなっていると、延べ件数としては多くなっているという状況となっております。

次に、35ページです。主訴別の相談件数、延べ件数でございます。相談の内容は多岐にわたっておりますけれども、精神的な不安ですとか、病気、健康状態などの医療関係が1,171件、率としまして30.3%、家庭不和、その他が685件、17.7%、夫等からの暴力が443件、11.5%などとなっております、また、夫等からの暴力や離婚問

題、ギャンブル、あと、借金ですとか、女性問題、こうした夫婦間の問題につきましては、合わせまして１，０７８件、２７．９％となっております。

次に、３６ページです。性暴力被害者支援センターたんぽぽの相談件数、延べ件数でございます。たんぽぽの相談窓口で受けております電話相談と面接相談の件数につきましては、令和７年度は延べ件数で１９６件、前年度と比べまして４６件増加しております。電話相談件数は１３３件、面接相談が６３件で、面接相談が前年度と比べまして３９件増加している状況となっております。なお、電話相談のうち括弧書きの３３件につきましては、令和３年１０月から国におきまして２４時間３６５日電話相談に対応するコールセンターが設置されておまして、島根県では夜間、休日の相談対応につきまして、このコールセンターを利用しておりますので、その件数となっております。

最後に、３７ページ、一時保護の人数、実人数の推移となっております。令和７年度は１９名で、前年度と比べ１５人の増加となっております。そのうち、夫等からの暴力を主訴とする相談により保護した方は１０人、前年度比で７人増加している状況となっております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

続きまして、３８ページのほうをお願いいたします。令和７年合計特殊出生率等について御報告をいたします。報告いたします数値は、６月３日に厚生労働省からおおよその数として公表されたものを基にしております。

グラフのほうを御覧いただけますでしょうか。令和７年の合計特殊出生率につきまして、島根県は青の折れ線グラフの右端にありますとおり、前年の１．４３から０．０２ポイント下げまして１．４１となりました。全国につきましては、赤の折れ線グラフの右端にありますとおり、前年の１．１５から０．０１ポイント下げまして１．１４となりました。

次に、出生数ですが、オレンジ色の棒グラフにありますとおり、島根県は前年の３，６２２人から２８３人減の３，３３９人となり、合計特殊出生率と出生数ともに過去最低、最少の数値となっております。また、本県の全国順位につきましては、右下の表にありますとおり、昨年と同じ順位ではありますが、合計特殊出生率、出生数ともに低下、減少が続く状況ですので、深刻に受け止めております。

全国の出生率も低下し続けている状況でございまして、こうしたことは、若い世代が将来への不安から結婚や出産といった人生の大きな選択をためらわざるを得ない状況であることの表れであると考えております。県といたしましては、政府に必要な対策を求めるとともに、引き続き市町村と連携し、結婚、出産、子育て支援に関する取組を切れ目なく進めてまいります。

続きまして、令和８年度放課後児童クラブの状況について御説明します。３９ページをお願いいたします。

丸山知事就任以降、創生計画におきましても重点を置いてきております放課後児童クラブへの支援でございますが、令和８年度の放課後児童クラブの状況につきまして、５月１日時点の速報値を御報告いたします。

1、受入れ児童数の拡大につきまして、表の上段、右側の令和8年度の欄及び令和元年度からの増減の欄を御覧ください。児童クラブ数は265クラブとなり、知事就任前の令和元年度との比較におきまして30クラブの増、同様に2段目、受入れ可能数、いわゆる定員でございますが、1万1,639人となり、1,838人の増、3段目、受入れ児童数、いわゆる利用者数でございますが、9,958人となり、1,038人の増、また、保育所などで小規模な児童預かりのケースを含めました受入れ児童数は、その下の欄、括弧書きにございます1万125人となっております。5段目の、いわゆるクラブ利用を申し込んだものの受け入れてもらえていない児童数、待機児童数でございますが、55人で、元年度との比較におきまして135人の減となりました。

2、利用時間の延長についてでございます。この取組を進めてもらうよう市町村に働きかけているところでございますが、18時30分まで開所しておりますクラブは213クラブ、令和2年度との比較におきまして38クラブの増、その下の欄、19時まで開所しているクラブは104クラブ、令和元年度との比較におきまして45クラブの増、その下、いわゆる夏休みなどの長期休業中、朝の7時30分から受入れを行うクラブ数が92クラブ、元年度との比較で61クラブの増となりました。

3、放課後児童支援員の確保についてでございますが、クラブで働く支援員になるために必要となる研修は、令和8年度は県内10か所で年間12回行うこととしております。放課後児童クラブは、県内の小学校1年生から3年生で見ますと約半数が利用しております。子どもたちがクラブで過ごす時間がよりよいものとなりますよう、県としましては、引き続き市町村と一緒に取組んでまいります。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

来原障がい福祉課長。

○来原障がい福祉課長

それでは、私から2点御報告をさせていただきたいと思います。ページが40ページになります。障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績についてでございます。就労継続支援事業所は前年度の工賃等の実績を県に報告することとなっております、B型150事業所、A型30事業所からの報告を基に、県の平均工賃月額を算定したものでございます。

1ポツ、平均工賃月額の実績の表になりますが、B型につきましては、令和7年度は3万2,253円となり、対前年度比9.3%の増となりました。A型につきましては10万9,425円となり、対前年度比1.6%の増となっております。B型の平均工賃月額については、国から新たな算定方法が示され、令和5年度から新方式での算定を行っておりますが、新方式になってからの最高金額となっております。また、県が策定しました第5期工賃向上計画での目標額も上回る結果となりました。県平均額が上がった要因としては、最低賃金の引上げによる影響、また、事業所での地道な営業活動や農福連携の取組等により増加したものと分析をしております。

2ポツ目、島根県の平均工賃月額の順位ですが、現時点では令和7年度の全国平均値が公表されておきませんが、令和6年度までの結果を見ますと、全国平均より高く、順位も上位に位置しております。また、県では工賃向上の取組として、新商品開発や設備整備の

支援を行っておりますが、3ポツの表にございますように、県の支援を活用された事業所の平均額は県平均より高い結果となっております。昨今の物価高騰や原油等の供給不足などによる事業所への影響にも注視しつつ、引き続き関係団体とも連携し、工賃向上につながる取組を進めてまいります。

続きまして、41ページとなります。障がい者就労施設等からの物品等の調達について御報告をさせていただきます。県では、障がい者の自立を促進する観点から、障がい者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などから県が物品や役務を優先的に調達することを目的とした方針を定めております。このたび、令和7年度の調達実績をまとめ、本年度の目標を設定しましたので、御報告をさせていただきます。

1ポツ、令和7年度までの調達実績の表になりますが、一番右の欄に令和7年度の実績がございます。令和7年度の実績としましては、調達目標額4,600万円に対し、実績は3,100万円余となり、前年度比で約28%、約1,200万円の減額となりました。この実績が下がりました理由としましては、昨年度までの一部の調達が優先調達の対象となる施設から外れたことによるものでございます。

次の表で内容別に見ますと、印刷、情報処理はほぼ前年並みとなっております。役務は、除草作業等の実績額が増加したことなどにより116万円余の増額となっております。物品においては、イベントグッズの発注がやや増加したものの、事務用品の購入減などにより14万円余の減額となっております。給食、弁当においては、先ほど御説明しましたとおり、一部の調達を対象外としたことなどにより1,300万円余の減額となっております。

2ポツ目、令和8年度の調達方針案につきましては、令和7年度の実績を踏まえ、3,400万円を目標額とし、表にお示ししておりますとおり、それぞれの区分で令和7年度を上回る額を設定しております。この目標を達成するために、障がい者就労支援施設が提供可能なサービスや物品等について県の全所属へ情報提供を行うこと、県と業務委託契約をしている事業者にも協力を依頼すること、また、各所属の調達予定の物品や役務等を障がい者就労施設等へお知らせすることにより、調達がさらに進むよう働きかけてまいりたいと思います。

私からの報告は以上となります。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の2ページでございます。県立病院の経営改善実行プランについて、中央病院、こころの医療センター分、それぞれ御説明いたします。

まず、中央病院分でございます。総務省が示したガイドラインに基づいて、令和6年3月に島根県立病院経営強化プランを策定いたしました。その具体的な取組を定めた中央病院経営改善実行プランの令和8年度版を4月に策定したところでございます。持続可能な病院経営を確保するために、実行プランに記載した取組を進め、現在も病院一丸となって収支改善に取り組んでいるところでございます。

2番目でございます。収支シミュレーションを行っております。黒い線で表しておりますが、入院外来収益につきましては令和8年度当初予算、支出については令和7年度決算

見込額をベースとして推計した場合、令和7年度以降には現金預金残高の枯渇が見込まれるため、青色の線で示しておりますが、病院事業債による借入れを行い、資金不足の回避を行いました。当面は経営改善推進事業のための病院事業債の借入れにより資金繰りに対応してまいります。経営改善実行プランに基づく経営改善の取組を進めることによって、起債額の縮減と健全な経営体質の確立に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページのところでは、実際に行う改善プランに基づく取組事例として5項目掲げておりますが、そちらのほうについては、入院患者の確保、医療の質の向上に向けた取組、人員確保・人材育成と働きやすい職場環境づくり、予防医療の推進、意識改革の徹底など、記載のとおりのことを実行してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、次のページでございますけれども、こころの医療センター分でございます。1番目の経緯については中央病院と同様でございます。

2番目の収支シミュレーションについてでございますが、実線で表しておりますが、令和7年度は決算見込額を、次年度以降は令和8年度当初予算額をベースとして推計した場合、令和8年度以降には現金預金残高が枯渇することが見込まれるため、破線で示しておりますとおり、中央病院と同様、病院事業債による借入れを行い、資金不足を回避することも想定しております。このたび定めた経営改善実行プランに基づく経営改善の取組を進めるとともに、また、中央病院同様、起債額の抑制と健全な経営体質の確立に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

改善プランに基づく取組でございますが、意識改革の徹底をはじめ、以下、5番目まで記載しております。こういった取組を進めまして、経営改善に努めていきたいというふうに考えております。

両病院を取り巻く環境は大変厳しゅうございますが、各病院にて策定いたしました経営改善実行プランに示した取組を実行することにより、職員一丸となって経営改善につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

質疑、まだ、たくさんありますよね。それでは、午後からにさせていただきたいと思いますので、ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

最初に、委員会の冒頭でも申し上げました、先日の本会議で池田議員が本委員会の委員に選任されましたので、池田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○池田委員

1年ぶりにこっちへ戻ってまいりました池田でございます。委員長たちとしっかり委員会運営できるように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、午前中の報告事項についての質疑がありましたらお願いいたします。

河内委員。

○河内委員

まず、児童クラブについてなんですけれども、待機が減っていますが、ニーズの掘り起こし等もあって入所される児童さんが増加傾向にあると思うんですけども、一方では、出生率の数字も出ましたけども、子どもさんが本当にもう激減してる中で、県として、児童クラブを推進といいますか、待機児童をつくらないということも含めて、大きな力を割いて推進してこられてると思いますが、今後の児童数の減少やニーズの変化を捉えて、どのように、放課後児童クラブの管理といいますか、民間もある中で難しいんですけども、どんどん増やしていくのか、また、抑制といいますか、絞っていくというか、新設を制限するような方向に持っていくのかとか、そういった見通しがあれば教えていただきたいなと思います。

なかなかこのままどんどん児童数も、入所児童も増えていくっていうことは考えられませんが、松江市の雰囲気だと、民間も新しく新設で出したりというところもある中で、やはりどっかで頭打ちになるんじゃないかなと思っていますので、ちょっとそういうところを心配をしています。

あと、病院局なんですけども、なかなか経営厳しい中で、これ、県内に限らずですが、人材確保で介護のほうでもありましたけども、人材紹介の会社に結構大きな費用を割かざるを得ない状況があって、そういったところも経営に対する悪化の原因になっているんじゃないかなと思ってまして、病院局についてはどうなのかなということをお聞きしたいと思います。順調に採用ができればそういった経費もかからないのではというふうに考えていますので、やはり経営する中でも人材確保を、しっかり予定する人員を確保していくことは非常に大きな、経営する上でもウェートを占めてるんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっとその辺、お伺いさせてください。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

私のほうからは、放課後児童クラブの今後の新設なり抑制なりといったところの見込みと、県の考え方ということで御質問があったものと思います。

本日、御報告をさせていただいたところでは、令和8年度5月1日現在の速報値で55人というところが出ておりまして、着実に減少しておりますが、この内訳を見ますと、ほとんどが松江市、出雲市のほうで待機が発生しているということで、松江市や出雲市につきましては、まだこの待機の解消に向けた取組を市にさせていただくというところがあるかと思います。

そのほかにも、全体として低学年の入所率は約半数以上ということですが、まだまだ高学年で必要な方もおられるかもしれませんし、これからまだ入られることも考えられるということで、全くこの放課後児童クラブの定数を抑制するということではなく、その推移は市町村のほうで状況を確認めながら進めていただきたいということで、県としても市町村の取組、そのニーズに応じて支援をしてまいりたいというところでございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、人材確保についてでございますけれども、基本的に病院局につきましては、正規職員の職種は、薬剤師は多少苦しんでおりますけれども、直近で申しますと、看護師試験をこの前やりましたけれども、30名の募集に対して52名の受験、助産師につきましては、2名の応募に対し7名受験ということで、ほぼ定数を取れているということで、先般、辞退見込みを含んだ上での合格を今月末に行うこととしておりますので、基本的には人材確保ができてゐるのかなと思います。

先ほど言われました人材派遣ですけれども、1職種だけ使っておりますと、何かと申しますと、看護助手、夜間の看護助手ですけれども、こちらについてはなかなか会計年度任用職員ということも集まりにくいということで、人材派遣会社に依頼をして、たしか8名程度だったと思いますけれども、そちらのほうを来いただいているといった状況でございます。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

ありがとうございます。児童クラブなんですけど、私、たまたま昨日、私がもともと運営委員会の運営委員長を務めていた松江の津田児童クラブの会がありまして、令和7年度から地域の運営委員会ではなく、民間に移行した公設民営という形で松江市がかじを切った中で、開校して1年たって、その状況報告というのがありまして、私が務めてたときよりも、もちろんですけども、いろんな面で改革が進んでまして、人材も、やはり法人独自のルートもあるようで、かなり充実した人員配置ができていました。その中で、定員オーバーして、今までは定員より下回る人数の入所しか私はちょっとできなかったんですけども、定員を超えての入所なんかもございまして、施設を増やしていくっていう方法もあるかもしれませんが、そういった運用もできるのかなと思いますので、特に出雲市、松江市ということでしたので、また、連携を深めて、いろいろな情報が皆さんに伝わればいいなというふうに思っています。

あと、人材確保の面についてですけども、今回、一般質問でさせていただいたんですけども、今、様々な働き方がある中で、潜在看護師さんを含めて、いろんなニーズがおりだと思いますので、病院局としても、夜間の人材派遣を使うことは悪いとは思いませんけれども、何かいろんな策を考えながらやっていただければというふうに思い、いろいろ努力していただいていることは承知しております。

○坪内委員長

そのほか、ございますか。

白石委員。

○白石委員

すみません、ちょっと3点ほど聞きたいんですけど、一問一答をお願いします。

女性相談の関係です。まず、相談数の延べ件数を見ると、夫からの暴力を主訴とするものがここ3年ぐらい減っておりますが、この傾向をどのように分析しておられるのか、お聞かせください。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

夫とかの暴力に係る相談件数が近年減少していると、その傾向につきまして、背景でございますけれども、様々な要因が考えられると思いますけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、これが令和6年に施行されておまして、その関係で女性相談員の配置ですとか、様々な形で相談の支援体制が整ってきていると。そういった中で、相談件数にも影響が出ているというふうにも考えておりますし、あと、近年、相談が変化している背景としまして、様々、夜間休日もそうですけれども、社会的に性暴力に対する意識が高まっております、相談へのハードルが下がっていると。そうした状況の中で、相談に対する対応が進んでいるという状況もあることなどから、減少にもつながっているというふうにも考えております。様々な要因があるとは思っておりますけれども、いろいろな形で対応が進んでいるという状況の中で、相談件数にも影響が出ているというふうに考えております。以上でございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

様々な状況があるというふうに私も思っておりますが、これ、想像ですけど、一つには、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ができて、市町村の、この間質問しましたけど、それなりに女性相談を受ける体制を整えているので、そっち側にも入っているのかなという気がするんですね。やっぱり県全体の状況を把握するためには、市町村の相談にどのぐらい行っておられるかということも考えたほうがいいんじゃないかなと思っております、ぜひそういうことも考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

市町村の窓口のほうでも相談支援員の配置ですとか、様々な形で相談対応の充実が進んでおまして、昨年度末の市町村の相談件数につきましても4,000件を上回っているという状況にあります。こうしたことから、市町村の窓口等、県の窓口、そういったこととの連携を取りながら、相談窓口の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

よろしくお願ひしたいと思ひますし、ぜひ報告のときには全体が見えるような形で御報告いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次は、年齢別の相談件数出ておまして、ちょっと気になるのは18歳未満のところの21件ございます。18歳未満だと児童相談所管轄なんですけれども、それは、ここへ電話されるのは全然個人の勝手ですのでいいんですけれど、児童相談所と連携ができていのかどうかというところをお聞かせください。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

18歳未満の相談件数が少ない中で、児童相談所との連携ができているかということにつきましては、まず、18歳未満の相談件数が少ないという要因の1つとして、こうした相談の窓口がまだ低年齢の方々に対して周知が進んでないというようなこともあるかと思っております。ですので、そうしたことに付きましても周知を図っていく必要があると思っておりますし、児童相談所のほうに寄せられた相談に対しましては、例えば性暴力被害者支援センターたんぽぽのほうに相談を持っていくですとか、様々な形で連携が取られていると考えておりますので、こうした年齢層が低いの方々に対しても、児童相談所と女性相談センターのほうの連携を深めながら対応の充実を図っていくということが必要だと考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

それでも21件あるわけですから、ぜひ、この低年齢のところは、児童相談所としっかり連携を取っていただきたいなと思います。

ちょっとここには出てないんですが、質問で取り上げました性暴力の証拠採取ですけど、これも18歳以下、当然入ってくるわけで、そういうときには、ぜひ児童相談所とも連携をして対応してほしいなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

証拠採取につきましては、例えば夜間、性暴力被害者支援センターさひめ等の対応もございすけれども、児童相談所と女性相談の関係の性暴力被害者支援センターたんぽぽとさひめ、3者のほうで連携を強化しながら対応してまいりたいと考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

その辺りしっかり連携ができるように、取扱要領なんかも、ぜひ、児童相談所という文言が入るようにお願いをしたいと思います。

最後に、一時保護のことですが、相談はやっているけど、一時保護に関していうと、令和7年度だけですが、ちょっと数が上がっている。しかも、DVだけじゃないところが保護人数も増えているというところで、ちょっと私は、自分が関わったケースで思ったんですけど、基本、児童相談所の一時保護をすると、携帯電話なんかは預けないといけないんですね。仕事とか学校とかあっても行けないわけですよ。ですけど、DVの人は、自分も怖いので、それは渋々納得はされると思うんですけど、やっぱりDVでない人、多分経済的に困窮されている人とかが多いんじゃないかと思うんですけど、そうすると、多少でも仕事を持っていたりとか、資格を取るために学校に行っているとか、そういうこともあるかと思うんですね。そういうケースだと、なかなか一時保護をしてもらえないという経験をしております。そこのところを、今回、ステップハウスの入居条件も緩和されているというふうには伺っておりますが、ぜひ、そういう人たちをどういうふうに一時保護するか

ということについても、県としても考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

加本青少年家庭課長。

○加本青少年家庭課長

一時保護する際の通信機器の禁止ですとか外出制限等につきましては、例えばDVの被害の場合については、安全の確保のため、居場所について厳重に秘匿するという必要があることから、スマホでの外部との連絡ですとかSNSの投稿、そうしたものについては制限しているところでございます。一方で、先ほど委員のほうから話もありました、それ以外の場合につきましては、一時保護委託によってスマホの利用ができたりですとか、施設の許可を受けて外出できたり、そういったことについては、基準について検討するなり、入所者の希望に沿った対応を現場のほうではしているというふうに聞いております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

DVの方でも、やっぱり仕事に行きたいとか、学校はもうちょっとなんで通いたいとかって希望があるんですよね。その対応がなかなかできなくて、一時保護してもらえなかったケースを私知っているので、ちょっとそういうケースにどう対応するかっていうことを考えていただきたいと思うんですが、これはよろしく願いいたします。

○坪内委員長

要望ということでよろしいですか、白石委員。

○白石委員

はい。以上です。

○坪内委員長

そのほか。

大国委員。

○大国委員

はじめに、新たな地域医療構想策定、それから保健医療計画の見直しについてです。

今の地域医療構想っていうのは、大体国が上から、一言で言うとベッド数を削減するという数字を示して、それぞれの地域で議論させてきたという経過がありますので、県の実態からすると、高齢化が先々進んでいくこと、それから医師、看護師不足も相まって、やむにやまれず流れの中でベッド数が減ってきた、医療機関の数も減ってきたという経過がある、これは一つ事実としてあると思いますんで、今後、この策定される新たな地域医療構想っていうところは、これちょっと注意深く見ないといけんと思っているんですけども、1つは、政党間の合意の中で、いわゆる三党合意で、ベッドを11万床削減するということが、これ確認されていると。恐らく新たな地域医療構想の中でも、これ既にもう国も言っているんですけども、ここに、今日説明もあったように、85歳以上の増加人口減少2040年を受けてと、これは医療需要が減っていくという見通しの下でということだと、その中での新たな地域医療構想を策定するんだと。これ、すなわちベッドを減らしていくということと私は読み取れると思うんです。この病床のみならず、2つ目のポツの

ところですね、これは介護との連携を含む医療提供体制全体の構想をするということで、従来より、かなり幅が広がるというふうに思うんです。今、介護も含めて人手不足、それから、介護医療院が看護師の確保ができなくて、療養病床から介護医療院が十分受皿となり切れていないといえますか、断られる事例があるというふうに聞いています。いろいろ困難を、今でも十分な体制が取れてない中での新たな地域医療構想で、先ほど触れたように、まず、これ減少ありきで進むのではないかとということを私は懸念をしています。

それから、国が、これちょっと去年の話になるんですけども、去年の12月2日の参議院の厚生労働委員会の話で、我が党の議員が議論したんですけども、厚生労働省が示しているものの中の1つに、例えば急性期拠点機能を持つ病院というのが、人口20万から30万人に1機関確保すると、こういう案が出てるといふふうに報じられています。これ、島根県に当てはめると、人口が例えば六十数万人だとすると、2つか3つぐらいで済むという話になるんですよ。実際、これはもう不可能だと思うんですよ。無理があり過ぎだと思います。このときに大臣の答弁は、ちなみに、これ、我が党の白川容子という参議院議員ですが、このときの上野大臣は、再編集約化を進めるけれども病床削減や病院の統廃合ありきでなく、一応口ではありきでなくって言っているんですよ。地域での協議を通じて取組を進めるという答弁がされています。今日の報告の中でいうと、地域医療構想調整会議というものになると思うんですよ。これ、圏域ごとですかね。ここで議論してっていうところなので、これは県の姿勢が一つポイントになってくると思うんですよ。従来から今回言われているような、あくまでも圏域の中での医療提供体制をどうしていくのかっていう、住民の命と健康をどう守っていくのかっていう視点がまずありきで議論されているというふうに思うんですけども、この調整会議の構成員、今日の報告が市町村を明確化していることが書いてあるわけですけども、私のお願いというか要望なんですけれども、この調整会議、例えば医療機関の代表の方とかが多分入っておられると思うんですけども、そうすると、病院だと病院の経営の視点というのは当然入ってきますよね。当然ドクターなんで見識のある方なので、全体の医療体制どうすべきかという観点、当然議論はされていると思うんですけども、これは人によるかもしれませんが、例えば自分のところの病院の経営が大変だと、これを何とかしたいと、もう今どこも大変ですので、そう思うと、やはり医療機能を絞る方向になる可能性も否定できないと思うんですよ。そうならないであってほしいんですけどね。ですので、一つはやっぱり、その医療を受ける住民がこの調整会議の構成員として、どういう形がいいのかっていうのは、いろいろ議論があると思うんですけども、やっぱり地域住民が何かの形でパブコメとかではなくて、もっと早い段階で加わることはできないのかということをやっと思っています。そこをどういう仕組みで入れるのかっていうのはいろいろ議論の余地あると思うんですけども、一定の医療機関の関係者、あるいは行政の関係者だけで議論するのではなくて、住民代表的な方がそこにも加わって議論して、これで医療体制いいのかというところをやっとお願いしたいなと思っていますが、この点について伺います。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

では、1点目につきましては、病床数削減ありきでつくるのではないかとこのところ

ございます。委員から御紹介のありましたとおり、実際、地域医療構想を策定した2016年から約1,000床減少しているところでございますが、実際は、構想に基づいて減っているということではなくて、人口減少による患者数の減少や、これに加えて、医師、看護師の不足により医業収益を確保できないことや、看護師の配置基準を満たさないといったことによって病床数が減少してきていると思っております。

県としましても、申し上げますとおり、必要病床数に向けて必ずベッドを減らすということで取り組んでいるのではなくて、これをきっかけとして、目安として、病床機能区分がございまして、その区分ごとに医療体制を確保する視点で議論して解決策を見つけていくということで、これまで取り組んできたところでございます。これについては今後も変わらない方向性だと思っております。ただ、一方の現実問題として、今後も人口減少が続くと見込まれますし、医療従事者の確保もますます困難となっていくということが予想される中で、限られた医療資源をどのように有効に活用していくかというところ議論していくことで、地域の医療提供体制を守っていききたいということには変わりないと考えております。

もう1点、圏域の会議に住民代表をとということでございますが、圏域の調整会議だけでなく圏域の対策会議というのもございますが、圏域の会議の中には、当然病院の病院長と、それから医師会の関係の方、それから介護関係、それから市町村、これに加えて保険者の代表、それから住民団体の方にも、圏域によっていろいろ違いますけれども、住民団体の方にも住民代表として入っていただいているところもございます。そういったところでしっかり声を聞きながらパブリックコメントも活用はいたしますが、いろんな声を聞きながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○坪内委員長

 大国委員。

○大国委員

答弁、方向性はそのとおりだと思います。必要病床数はじめ、必要な医療体制をどこに置くかっていうのはちょっと若干違うと思うんですけども。一つは、この間、コロナ禍経験したり、いろんな感染症が蔓延している、そういう中で、やはりゆとりある体制っていうのが大事だと思うんで、何かぎりぎりのところでやっていくという考え方ではなくて、一定ゆとりある方向でというのが、人口が減ると当然医療需要が減るというのは、そこは分かるんですけども、じゃあ、着地点どこに持っていかってという点で、ゆとりある体制であってほしいなということは強調しておきたいと思います。

同時に、次に報告があった病床数適正化緊急支援事業、この中での圏域の地域医療構想調整会議等での合意が必要と、この合意っていう点でも、やっぱりこの会議の場というのは非常に大事になるんで、先ほど答弁があったように、いかに住民の声を反映させるかっていうところが肝腎になってくると思うので、併せてそこもお願いしたいなと思っております。

加えて、もう一言言うならば、この病床数適正化の事業って、今度、お金自体は県を通さずに国のほうから行くということになって、これ、なぜこういうふうになったのか分かりませんが、結局これ、ベッドを減らしたら400万円、休床したら200万円というもので、この仕組みが医療体制の縮小のてこになるっていうか、拍車がかかるものと

なっては絶対いけないと思うんで、ここでの都道府県における議論というところをかなり大事にしてほしいってことです。住民合意も含めて、慎重にやっぱり対応すべきだということを併せて申し上げておきたいなと思っています。

続けて、もう一つ行きます。次、介護・障がい福祉人材の確保・定着実態調査です。じゃあ、どうするんだっていうと流れ厳しいと思うんで、そこまで言いませんけれども、調査するたびに、現場のかなり深刻な状況というのが明らかになっていて、今でもこんな状況なのに、今後、例えば10年、20年たつと、今出生数が減ってきている中で、生産年齢人口も減る中で、高齢者数っていうのもやがてピークを迎えるんですけども、それ以上に現役世代が減っていくっていう感じがある中で、非常にこれ、危機感持って対応しなきゃいけないと思うんです。当然、課長はじめ、皆さん危機感持っておられると思うんですけども、はっきり言って、これだけ地方がというか現場が大変なのに、国のほうでの動きが非常に不十分だという認識持ってほしいと思います。これ、そんなに難しい話でもないと思っているんです。一つは、ちゃんと賃上げをするっていうこと、それから、もう一つは、労働環境、これは配置基準等をしっかり改善するっていう、ゆとりある職場をいかにつくっていくかっていうところだと思うんです。そのためには法定価格ですので、当然報酬の引上げが必要になってくるというふうに思います。

外国人材の話もありましたけれども、外国人材も、この間、外国の方が入ってきて歴史的にはそれなりになるんですけども、たくさん来られる国というのは移り変わってきていると思うんです。今一番多いところがペーパーの中にありましたでしょう、ミャンマーが今多いですね。以前はベトナムとかが多かったのかなと思うんですけど、中国なんて今、少ないですね。だから、世界的に見て人口が減っている国っていうのは日本だけではないので、労働力をどう確保するかという点で、やっぱり海外から働きたいと来られる人たちに働いてもらうという方向には間違いなくなってるんですね。そうすると、どっか自分の国以外で働こうという方は、じゃあ、どの国で働こうかという選択されるわけですね。そうなったときに、日本がこのまま賃上げが、今、賃上げ若干は進んでいるんですけども、不十分なままであったり、様々な労働環境がほかの国と比べて不十分な場合、日本が選ばれなくなる可能性が出てくると思うんで、外国人材を入れるということで解決はし得ないと思うんです。やっぱり賃金をしっかり上げる、労働環境改善、ひいて言えば報酬を引き上げるっていうことを、この調査が毎年出てますんで、これはもう繰り返し粘り強く国にしっかり言っていただきたいなというふうに思っています。感想であれば答弁いただきましょうかね、なければ別に構いません。以上です。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

大国委員から今回報告させていただきました内容について、こうした厳しい状況をしっかり受け止めて、なおかつ国のほうに求めるべきはしっかり引き続き求めてほしいという御意見だったと思います。

今回の調査結果を見ましても、やはり第一に対策として求めることとしては、賃金についてどうにかしてほしいということだったと思います。いかんせん法定価格ということがありますので、これについては、しっかり国のほうで介護保険という制度を確保・維持す

るために、責任を持って報酬を定めていただく必要があるということで、県としても、しっかり重点要望とか、様々な機会を捉まえて国に求め続けていくということを考えていきたいと思っております。

なおかつ、外国人人材についても、今、まさにおっしゃったとおり、生産年齢人口が減少する中において、外国人人材が介護の分野で活躍していただくということは、もうこれは不可避の状態かなと思っています。これについては、関係団体の方といろいろ意見交換をしております、確保にとどまらず、どのように定着していただくかも含めて、様々な意見交換をしながら、どういうことができるか、引き続き考えてまいりたいと思います。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますか。

吉田委員。

○吉田委員

3点ほどお聞かせください。まず、合計特殊出生率についてですけど、前年比、前々年比か、島根県で0.02、全国で0.01、下がり方が何か少なくなったかなというような、ちょっと印象を持つんです。何日か前のヤフーニュースだったですかね、今年の四半期なのか、4月までだったのか忘れましたがね。結婚する人が非常に増えた、1割以上増えたっていいましたかね、前年比で。あるいは、これは外国人も含めてですけども、出生者数も相当増えたというようなニュースにあったんですけど、まだこの時点で分かりませんけども、大体下げ止まりかなという認識を持っていいのかどうか、その辺の所感をちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

吉田委員から、出生率が、これまでよりは少し下げ止まった感について所感をということでございますが、確かにコロナ禍を経まして、少しずつ、結婚の面でいいますと、再び出会いの機会が増えてきているのではないかなというようなことは想像できますし、それに付随して出生率も増えたかもしれないということはございますけれども、それでも、今、全体的には若い方々の所得、実質賃金が低下している状況ですとか、そういうこともありまして、若い人が将来子どもを持ちたいということや、まだ選択をためらわざるを得ない状況というのは、この今の社会情勢、経済情勢からすると、引き続きあるというふうに思っております、そういった国全体の背景が好転しなければ、これが再び上向くということもなかなか言いにくいところもあるのかなというふうに思っております。

ですので、社会全体の経済ですとか、若者が希望を持って子どもを持って育てていくという自信を持てる、夢を持てるような状況になるまでのところは、まだ予断を許さないというような状況が続くのではないかなと思っております。県としましても、国のほうに対して、実質賃金の向上などを求めていると思いますし、県としても、出会いの場ですとか、それから子育て支援というところは引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。子育て支援、あるいは子どものいる家庭への支援というのは非常に充実してやってきていると思うんですけども、一方で、結婚への支援ですね、これは一番、少子化対策の視点からは大事なことだと思いますので、今まで以上に力を入れてほしいなと思います。

それから、福祉人材の話なんですけど、大国委員からも指摘もありましたけど、国のほうにもっともっと強く言っていただかないと、なかなかここんところが実際の現場も大変な状態で、それこそ人が辞めていく、辞めた数ほど入ってくれないという悪循環になって、最終的にはサービスが消えていく、今ですら介護保険料は上がるのにサービスはないぞという島もあるわけで、介護が必要になったら島を出ていかなきゃならんのか、じゃあ、介護保険料って何だっていう、実際にそういう税金の一部だと、もう割り切ってるしかないというようなところもあるわけです。

ですから、そういう中で事業者からすると、賃金の格差ですね、処遇改善というのも1つの手ですけど、報酬とか、あるいは給付費とかを前倒しでやっていただいたとはいうものの、じゃあ、本来目的としていた他産業との賃金格差がどんだけ埋まったかっていうと、むしろ開いているんです。ここんところ一番大きな問題で、人を集めにくくなっている一番の問題ですので、強く強く現場の声を伝えていただきたいという中で、結局、福祉のほう、特に、もう一つ重点要望、加えて弱いのが、要するに職員の配置基準ですね、これをもっと強く言っていただきたいなと思っております。特に障がいの現場っていうのは、全然配置基準そのものが足りない状況で、人手不足で誰でも彼でもシフトを回すために入れてくると、危険度が増していく、そして、利用者さんの障がい自体が適応障がいだったり強度行動障がいだったり、もう支援が非常に難しくなっていく中で、人は幾らでも要するという叫びが上がっているような状況です。ですから、そこんところを配置基準の見直し、増員あるいは加配への大きな支援、その辺もひっくるめてお願いしたいなと思っています。ですから、それを増やすっていうことは、処遇とか労働環境もセットじゃないと十分な人間を増やせないということになるので、お願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

吉田委員のほうから、まだまだ国に対して求めていく必要があるのではないかということで、まず、賃金の関係で御意見をいただいたところでございます。委員おっしゃいましたように、介護分野において、介護職員の賃金というのが全産業の平均賃金と比較しますと、およそ8万円程度低いということが全国的な調査で出ているところでございます。このことが人材確保をする上で、大きな障害になっているということは間違いないというところがあるかと思います。令和8年度に期中報酬改定がございましたけれども、まだまだ十分な内容ではないという受け止めはしております。そうした中において、今後も引き続き国のほうにしっかり求めていくと、県としても求めていきますし、これは地方共通の課題でございますので、知事会などとも連携しまして、しっかり国のほうに求め続けてまいりたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

来原障がい福祉課長。

○来原障がい福祉課長

それでは、私のほうから、特に障がいのほうで職員の配置基準といったところにしっかり注視して対応というお話だったかと思えますけれども、今回の人材の調査を通じても分かったところではあるんですけども、やっぱり事業所もしくは地域によっても、今の人材確保に窮する状況っていうのは若干異なるのかなと思っております。やっぱり、そうした点を捉えまして、県のほうからも毎年、それこそ運営施設に実際に実地に出向いて運営指導等を行っているところでございますので、そうした機会を通じて状況をしっかりと把握しながら、そういった現場の声を国に対して伝えていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

よろしくお願いします。島根県は仕事としても福祉の割合が全国平均でももうトップクラスぐらい高いわけですから、非常に大事にしていけないといけない分野だと思いますので、お願いをいたします。

それから、これ、部長にお伺いしたいんですけども、そもそもさっきの福祉の分野でも、A I ロボットなんかが今、どんどんどんどんそういったあらゆる業種に広がりつつあるわけですけど、医療・福祉っていうのは、なかなかそこところに頼りにくいというか、はるか先には人間と同じようなロボットができるかもしれませんが、むしろ今、ロボットの、やろうかっていうような、むしろ職員の健康を守るために導入するというケースは聞こえるんですが、その内容ちょっと違う分野だとは思いますが、そもそもエッセンシャルワークというような医療や福祉だけではなくて、あるいは建設業も含めて、やっぱり現場で一生懸命体を使って動かす人たち、その労働の対価が、そういう現場の仕事のほうが賃金が高いんだよという、そういうことじゃないと、なかなか魅力を感じてもらえない、あるいは進路指導においても、福祉に行きなさいっていう声はほとんど聞かれないと聞きますので、そこところをやっぱり厚生労働省と一緒に言っていただきたいなと。これは厚生労働省の中でも労働商工の部分も関わってくると思いますが、一緒に、とにかく現場で汗水たらす人たちが報われるような社会を目指すという観点から、お願いします。それで、経済産業省なんかはやっているんですけども、特に厚生労働省あたりはほとんど現場に来ないんですよね。それが非常に意味がないところで、そういうところも引っ張ってきて現場を見てもらって、国の支援に生かすような、商工と一緒に取り組んでいただきたいと思いますが、こういう根本的な思いに対していかがでしょうか。

○坪内委員長

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

私も介護の施設の現場を行ってみたりしているんですが、一つはさっきのような所得のこともあるんですが、それは国に言っていくとして、今できることといたら、やっぱりICTを使って負担が軽くなっているという現場の方、聞いているんですよ。ベッドで部

屋の様子が機械で分かるようになっているので、その部分が一々行かなくても、モニターで、今どういう人がどういう行動を取っているかが一覧で分かるようなシステムが入ってよくなっているとか、記録のほうも、私、今ペンで書くんですかって言ったら、もう声で入力していますっていうことを言われて。そういう現場が変わってきていることも、やっぱり若い人たちに、情報発信しながら、どちらかというところ、苛酷なところということよりも、ICTが入ってきて現場も変わっていくっていうことは、県としてもやっぱり若い人に発信していったりして、言われるように、ちょっと考え方というか、今の状況をちゃんと伝えて、保護者の方とか先生の方も含めてなんですけど、そういうところに訴えて確保していかないといけないと思います。

介護だけでなく保育とか、ほかの医療、介護福祉全体で言えることなんですけど、そういうことをしていかないと、どちらかというところ、地方でも製造業とか、割と給料高くなっていますので、そういうところに関心を持っていかれると、それはそれで大事なんですけども、そういうところもやっていかないと、サービスの維持は難しいと思って、国に重点要望に行ったときに、ちゃんとそういうところはお話ししてきているんですけど、また、こうして、今日のようなデータもそろってきたので、また話をしていかないといけないと思っています。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

島根県は課題先進県ですので、そういう意味では、もう国と地方の役所と一緒にあって、介護は楽しいよってというようなイメージが国中に満ちるような笑顔あふれる、そういう島根をつくっていくようにお願いいたします。ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほか。

嘉本委員。

○嘉本委員

中東情勢の変化に係る影響についてということで、今、状況について伺いました。医療物資等、それ以外のものについて状況を把握してらっしゃることなんですけど、これ県立病院の、いわゆる経営指標ですね、こういったものにどのような影響を今与えているのか、今後どうなのかということ。

それと、それ以外の県内の病院ですね、これにどんな影響があるのかということについて、ちょっと御認識というものを伺わせていただけたらなと思っております。

それと、もう一つは、新たな地域医療構想の策定等についてですが、これに新たに位置づけられた精神医療とございます。説明の中にちょっとは出てきたのかもしれませんが、これが出てきた背景について教えていただけたらなというふうに思っております。

この2点、お願いします。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

嘉本委員の御質問にお答えします。

まず、県立病院についてお話をしたいと思いますが、まず、基本的には、医療物資については滞りなく入ってきていますが、7月から値上げの品目が出てきておるということもあって、これも今後、費用のアップになっていきますので、その辺は影響あるのかなというふうに理解しております。

それと、病院事業管理者の御挨拶でも申し上げましたとおり、医療物資以外の品薄というのでもかなり出ておりまして、ごみ袋だとか養生テープ、厨房機器用の漂白剤、こちらのほうが納品の遅延とか欠品があって代替品でやっているというところもありますので、こちらのほうについても、今後どうなっていくのか状況を注視したいと思いますが、いずれにしろ費用のアップということは経営に直結してきますので、何とか抑えるような努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

最初に、県内病院の中東情勢の影響というところでございますが、基本的には、先ほど病院局から答弁があったとおり、同じような状況だというふうに認識しております。値上がりによって費用に影響が与えられてくると、今後、これがどれだけ続くかというところがございませうけれども、そういったところは影響が出てくるのではないかなというふうに思っております。

もう一点、地域医療構想の精神医療についてでございます。これにつきましては、細かいところが、今後国のほうで議論が行われますので、県における議論も来年度以降になりますけれども、今後はやはり2040年に向けて、認知症や精神疾患を要する高齢者の増加というところが見込まれるというところは、私のほうの説明でも申し上げたところでございまして、精神病床の病床利用率もあまり高くないというところもございませうので、そういったところも含めて、今後検討していくことになるのではないかと考えており、国においての議論を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。経営には当然影響があるだろうなというふうに思うんですが、こういった人の命に関わるものについて、やっぱり物はないという状況っていうのは非常によくない。これはぜひ避けなきゃならないということと、そもそもそういう欠品がないような状況に保つために、在庫をどれぐらい持つべきか、それを人の命に関わる事業に関わる皆様方が、どこまでリスクを負うべきかという問題もあると思うんですね。今、この状況が、どういうふうが続くかっていうのはまだ不透明な中なんですけど、今こうやって皆さん方がいろんな情報を集められる中で、公立の地方の病院も含め、民間の病院がどこまで在庫についてのリスク、経営リスクを負うべきかという議論は、ぜひ国としっかりやっていかないといけないなというふうに思っております。その上で、皆さん方が情報収集をされる中で、大体それぞれのアイテムについて、どれぐらいの非常時になったときに、どのような在庫レベルが島根県内において必要なのか、そういった、言うのは簡単なんですが、難しいとは思いますが、これをきっかけに、しっかりその状況を把握してい

ただけたらありがたいなというふうに思っております。それを踏まえ、国に対しても申し上げることはしっかりと申し上げないといけないなというふうに思っておるところでございます。

それと、先ほど精神医療についてのことがございました。本当、いろんな複雑な社会情勢も踏まえて、人のウェルビーイングといいますか、幸せというものをやっぱり突き詰める中で、この精神医療というのは非常に大事な分野だというふうに考えてございます。そういった中で、ぜひいろいろ勉強していただいて、また情報提供をしていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。何かございますれば、願います。

○坪内委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

精神医療に関してですけれども、今回の診療報酬改定の中で、国が目指す方向のようなものが少し見えてきていまして、やはり精神医療というのは今まで入院を非常に長くして、一般の社会生活から隔離しながらという状況がございました。現在、入院から外来へという方向性が明確に示されておりまして、在院期間を30日ですとか、90日とか、それが示されてくるようになりまして、そしてそれに併せて、地域包括ケアのほうに精神科医療も含めていくということで、在宅とかも含めて非常に力を入れている科というふうに考えています。

一方で、急性期精神科医療も重視しておりまして、その辺の点数もついているということでございます。

あともう一つ、あえて言えば、高齢者が増えていることもありまして、精神科疾患と一般の身体疾患の合併される方が非常に多くなっておりますので、精神科の病棟にも、いわゆる全身が診られる、内科系、そういった精神疾患以外のドクターを置くことによって加算が加えられるとか、そういった方向性が見えてくる。

私の認識は以上でございます。

○坪内委員長

よろしいですね。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部及び病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

2つほどちょっと言いたいと思います。1つは、出雲で23日夜から火災の起きた関係で、報道、それは市の発表等によると、15棟から20棟で、あの地域、商店街ですので、商売やっている方がいますし、商店街から裏手に入ると住宅があります。実際あそこにどれぐらいの方がお住まいっていうことは発表されてないんで分かりませんが、恐らく一定の方がお住まいだったろうというふうに思います。

ちょっと健康福祉部にお願いしたいのが、当然福祉的な対応が必要になるっていう局面が出てくると思います。商売やっておられる方が、主には国民健康保険に入っている方お

られると思いますし、それから介護保険も利用されている方もあるかもしれません。保険料は皆さん払っておられると思います。そういうもの、例えば国保でいうと、これから保険料の納付のお願いなんかが出てくると思うんで、ああいう状態になったときに、全てなくなってしまったときに、お金払えっていうことほど酷なものはないと思うんですよ。です。で、ちょっと健康福祉部として、例えば国民健康保険料の減額や免除、利用料も含めてですね、介護もですけども。そういう福祉サイドに係る保険料や、あるいは自己負担部分について、支援ができることはないのか、それからそれ以外も含めて、介護サービス利用されている方があるのか分かりませんが、そういう方に対する支援はできないのか。様々な社会保障制度、今あるものを駆使して、ぜひ生活再建に県としても関わっていただきたいなということをお願いしたいと思います。これが1つ目。

それから、もう一つが、これは文部科学省、それから県でいうと教育委員会の主な仕事になるんですけども、高校生向けに奨学のための給付金というお金があります。これが年間3万2,300円だったかな、あってですね。年1回申請して給付受けるんですけども、このお金を生活保護世帯の方が受けられることがあります。文部科学省あるいは県の教育委員会のホームページ見ますと、この奨学のための給付金というのは、生活保護の方も受け取れますというふうな案内になって、実際申請したらもらえんと思います。生活保護サイドからすると、当然収入になりますので、これ、収入認定の取扱いどうするのかっていうところが出てくると思います。実はこれ、7月に申請が、今年分でされるのも、間もなくになりますので、そもそもの奨学のための給付金というものの目的は、生活保護でいうならば生業扶助、それから生活扶助で足りない教育費として使えるんです。幅広く使えるというふうに私認識してますんで、このお金がしっかり生活保護の高校生がいっぱいある家庭でも十分に使えるような配慮をぜひ教育委員会とも連携して取り組んでいただきたいというふうに思ってますので、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

最初のやつ難しかったら答弁はいいです。

○坪内委員長

石田地域福祉課長。

○石田地域福祉課長

私からは、生活保護における高校生等奨学給付金の取扱いについてお答えさせていただきます。

今、委員の御指摘のありました高校生等奨学給付金につきましては、厚生労働省から就学に適正に充てられる場合については、収入認定からは除外をすると、この給付金の目的、趣旨を鑑みて、そのように運用することという通知が出されておりました、その範囲につきましては、文部科学省からまた別に事務連絡が出ていますところでございます。これにつきましては、平成26年に、そもそも国から出ておりました、そのときに周知のほうはさせていただいたところですけども、その後のところの周知のほうはきちんとされていたかというところは、ちょっと正直なところ確認取れておりませんが、今御指摘ございましたので、教育委員会とも連携をしまして、この運用につきましては、福祉事務所のほうに確実に伝わるようにしていきたいというふうに思っております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

じゃあ、お願いします。

○坪内委員長

火災のほうはどうですか。

岩崎健康福祉総務課長。

○岩崎健康福祉総務課長

出雲市の火災につきましては、昨日までのところで、出雲保健所を通じまして、被災の状況や出雲市の対応について確認しております。避難所の運営であったり避難された方の体調管理等につきましては、出雲市のほうで対応いただいているところでして、被災された方々は昨日までのところで、御親族であったり、市が協定を結んでいるホテルのほうで一時避難をされているということで、避難所は閉鎖されたと同っております。ただ、今後は、生活の再建といったところが課題となりますので、健康福祉部だけではなく、県庁各部局とも連携を取り、出雲市の御意見も聞きながら、こういった対応ができるか検討し、迅速に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○坪内委員長

村下医療統括監。

○村下医療統括監（保健）（健康推進課長事務取扱）

大国委員の御質問の中で、国民健康保険のお話がありましたが、これは、国からの通知の中でも、条例の定めるところによりという内容がついてはいるんですが、具体的には、災害等により生活が著しく困難となった者と、保険料を納めることができない特別な理由がある者に対しては、保険料の減免、あるいはその猶予を行うことができるという内容になっておりますので、今回委員から御質問といたしますか、御提案といたしますか、いただきましたので、またこのことについては、出雲市とも連携しながら、できる対応については確認してまいります。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

介護保険料についても同様なんですけれども、減免適用に該当するかどうか、出雲市のほうとしっかり連携・連絡を密にしていきたいと思います。以上です。

○坪内委員長

よろしいですかね。

そのほかいいですかね。

それでは、以上で健康福祉部及び病院局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後２時１５分からとしたいと思います。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、島根かみあり国スポ・全スポ局所管事項について、審査及び調査を行います。はじめに、島根かみあり国スポ・全スポ局長の挨拶を受けます。

渡部島根かみあり国スポ・全スポ局長。

○渡部島根かみあり国スポ・全スポ局長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、平素から格別の御指導、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年10月に青森県で開催されます第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」のサッカー競技の予選会であります中四国ブロック大会が、今月13日、14日、2日間益田市で行われました。結果として島根県チームが見事優勝いたしまして、あおもり障スポの出場を決めております。サッカーにつきましては、5年連続の出場となりますので、本大会での活躍も期待しておるところでございます。

こうした島根かみあり全スポに向けた団体競技のチームにつきましては、令和5年度末時点で、4競技7種目で大会に出場できるチームがない状況でございました。県といたしましても、令和6年度からコーディネーター等を配置いたしまして、チームの立ち上げ支援を進めました結果、昨年度末時点では、島根かみあり全スポで実施される全7競技12種目中、残すところブラインドベースボールのチーム1競技のみというふうになっておりましたが、これにつきましても、4月にチームが立ち上げることができたところでございます。選手等確保のため、ブラインドベースボールにつきましては、5月30日に県立盲学校で体験会を開催いたしまして、チームのメンバーをはじめ、40名を上回る多くの方々に御参加をいただいたところでございます。ほかの競技も含めまして、まだまだ選手の数が少ない状況でございますので、引き続き体験会や出前授業等を通じた選手の発掘、そしてチームや選手を支える方々を増やして、チームの強化、伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

本日は、付託議案といたしまして、令和7年度一般会計補正予算の専決処分事件の報告及び承認について審査をお願いしているほか、報告事項といたしまして、令和9年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定について御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された島根かみあり国スポ・全スポ局に係る議案は、一般事件案1件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

奥田総務企画課長。

○奥田総務企画課長

それでは、資料1ページをお願いいたします。承認第3号議案、令和8年3月31日付で知事専決処分を行いました令和7年度島根県一般会計補正予算（第13号）の環境生活部予算のうち、島根かみあり国スポ・全スポ局関係分について御説明いたします。

1の課別予算額の表の補正額の一番下、合計欄を御覧ください。島根かみあり国スポ・全スポ局の関係分全体で460万円の減額でございます。その内訳は、2の事業別予算額の表のとおり、スポーツ振興課の障がい者利用施設運営事業費が事業費確定見込みに伴い

460万円の減となっております。

なお、スポーツ振興課の国民スポーツ大会競技力向上対策事業費及び島根かみあり国スポ・全スポ準備室の国民スポーツ大会競技施設整備事業費につきましては、県債など特定財源の確定に伴う財源更正を行うものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第3号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第3号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

資料の2ページをお願いいたします。令和9年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定について御報告いたします。

令和12年の国スポに向け、高校生の競技力向上を図るため、国スポの開催年度まで強化指定校制度を設け選手強化に取り組んでおります。

対象の指定校は、島根県高等学校体育連盟から推薦のあった学校・競技について、指導者の配置や今後3年以内での全国大会での活躍が見込まれる学校などといった指定基準に基づいて、島根県競技力向上対策本部が県教育委員会と協議の上で決定することとなっております。

このたび、令和9年度から資料に記載のあります3校3競技を追加指定することと決定しましたので報告いたします。

1つ目は陸上競技、男女の大社高校です。陸上競技は、走る、跳ぶ、投げるの各種目で強化指導の方法も変わってくることや、個人競技であり、優秀な選手を1つの学校へ集めることが難しいことから、学校単位で指定するよりも個人を指定して強化したほうが効果的な競技との考え方から、これまで個人指定型のみとしておりました。一方で、大社高校は、全国大会などで多くの実績を残し、県内の陸上競技の中心校であることや、県内唯一の体育科があり、優秀な選手を集めやすいこと、また、近隣の浜山公園陸上競技場では、各種目の練習環境が整っていることなどから、2030年に向けた陸上競技の強化の中心校としての役割を果たしていただきたく、学校指定をするものでございます。

2つ目は、ビーチバレーボール女子の松江商業高校です。同校には、ビーチバレーボール部という部活動はありませんが、今年の県高校総体で優勝するなど、県内上位の力があ

り、今後も継続的に部員の確保が見込める女子バレーボール部があります。また、今年度から国民スポーツ大会に向けた推進教員が配置されているほか、今年度、ビーチバレー場を同校に整備する予定にしております。今後の女子ビーチバレー選手の育成強化につきましては、同校女子バレーボール部を中心に行っていく予定にしております。

3つ目は、レスリング男女の大東高校です。同校レスリング部は、創部してまだ1年という短い期間ながら、今年3月に行われた全国大会で5位入賞を果たす選手を育成するほか、さきに行われた中国高校選手権でも団体優勝するなど、今後、全国大会でも好成績が期待できます。

また、元オリンピック選手の方が部活動指導員として配置されているほか、地元のジュニアクラブの活動も盛んであります。

以上のことから、3校いずれも指定校とすることが適当としたものです。

資料の3ページをお願いいたします。先ほどの3校を加えた指定校の競技別の表となります。欄外に記載していますように、全体で男子が28競技22校、女子が26競技23校の指定となります。

資料の4ページを御覧ください。こちらにつきましては、学校別の表となりますので御覧をいただきたいと思います。

説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

ちょっと改めてになると思うんですけども、これ、強化指定校というふうになるんですね。競技力向上を図るためということではあるんですが、具体的にどういうことが行われることになりますでしょうか。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、強化指定校に対しては、部活動の遠征費、あと合宿費、招請試合とか、こういった経費に対して県から補助をしております。あと、外部の指導者ですね、部活動指導員とか地域指導者、そういった者を配置するのにかかる経費の支援、あるいは先ほども説明しましたけれど、国スポ推進教員というのがございます。2030年まで継続してその学校に勤務できるという配慮、そういったことを行っております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

すみません、個人指定というお話がありましたが、例えば陸上競技の場合、個人指定でもう既にされている生徒なんかいたりして、さらに、これが指定校というふうになるんだったら、個人指定もしつつ強化指定校としても指定するという、こういうことになるもんですか。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

委員のおっしゃるとおりになります。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、島根かみあり国スポ・全スポ局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、以上で島根かみあり国スポ・全スポ局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆さん、大変お待たせしてすみませんでした。お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

それでは、続いて委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談いたします。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等ありましたら御意見をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任にいただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として、派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これもちまして環境厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。